



# 建産連ニュース

社団  
法人埼玉県建設産業団体連合会

'97/4

APRIL.15.TUE No.72



春らんまんの国営武蔵丘陵森林公園

建産連の SLOGAN  
—活 動 指 標—

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

## 道徳 (Morality)

大曾根 正男

昨今TV、新聞紙上等に騒がれている諸問題の事件、上は国政に携わる議員から官僚および医療界ひいては金融機関まで収賄等による不祥事は心頭怒りを発するところである。

よく「道徳地に墮ちたものだ」と言う言葉を聞く。道徳とは戦前までは人間が生きて行く共同体の中で守って行かなくてはならない社会規範とされていた。しかば何故現在このような悪徳が罷り通る世の中に変わったのか。我が国が敗戦の憂き目にあい、戦後道徳と言う言葉が、封建的遺訓として抵抗感がありとし、モラルと言う言葉に使われてきた。

やはり道徳の退廃は、教育の在り方にあると私は思う。一口に教育というが、学校、社会、家庭とそれぞれの分野で行うものの果たして十分に行ってきたかと問われれば肯定はできない。戦後50余年、教育の真価が問われる今日となり、検討が始まられている。

振り返って見る時、国の復興に全力を傾け、日夜働き続け先進国の仲間入りを果たしたその結果が今日の状況である。その過程において、学制の改革、家族制度の変革があり、信仰の自由、個人の尊重と生活様式が変わり、経済発展に力を注ぐあまり、総てが権力指向に流れ、金至上主義の傾向を生み出し、「金でかたをつける」風潮が生まれてきたものと思う。その蔭で私は良き日本の精神文化、国家、家族、朋友等の博愛の精神教育がなおざりにされてきた結果と考える。

現在学校教育の中に社会科の科目があり、倫理、社会を教えているが週1時間とか聞く。教育問題は先に記したとおり、学校が総てではない。起居を共にする家庭内においても娘から始まる教育、親の背中で育む自立の精神は無言の教育であろう。

また、地域社会が教える人間共存の教育、職場で培う上司・先輩が仕事を通じての人間関係の教育と、人の道を説くことは大変であるが、欠く事のできない重要なことである。

犯罪をなくし、住みよい国作りはやはり人の道にそむかない道徳教育は、私は必要と思う。古い人間の押しつけがましい拙文に一笑下さい。

(埼玉県電気工事工業組合理事長)

## 建産連ニュース・目 次

### 表紙写真説明

国営武蔵丘陵森林公园は、昭和41年4月が明治百年記念事業の一環として都市近郊公園の建設を決め、建設地を比企郡滑川町及び熊谷市にわたる面積304haを整備することが計画決定し、昭和43年12月着工、54年度概成、その後逐年施設等の拡充整備を行い、域内に散在する30余の池沼を活用、見事な風致で造形され年間数10万人の入園を数えている首都圏内超一級の公園として位置づけられている。

◆ 卷 頭 言 .....	1
◆ 特集・彩の国さいたまに誕生する政令指定都市考 .....	3
◆ 行政情報	
(1) 平成9年度当初予算規模概要と主な施策 .....	7
(2) 男女雇用機会均等法等の改正に伴う労働省関係法律案要綱の視点 .....	15
◆ 建設生産システム合理化推進協議会の動き .....	18
付：週所定労働時間40時間へ向けた行動計画	
◆ シリーズ特集 21世紀を展望したまちづくり（その68）	
— 滑 川 町 — .....	22
◆ 連合会の動き	
(1) 週所定労働時間40時間制移行に向けた当建産連の申し合わせ .....	25
(2) 陳情・要望 .....	25
(3) 理事会・委員会 .....	26
◆ 連 載 埼玉が生んだ著名人物伝（9）	
秩父事件の眞の指導者 井 上 伝 蔵 .....	29
◆ 告 知 板	
(1) 県の組織改正と主要人事（4月1日付） .....	34
(2) 建産連会館入居団体の移動他 .....	36
◆ 建産連だより	
— 会員団体の動静 — .....	37
◆ 連 合 会 日 誌 .....	41
(助)建設物価調査会案内広告 .....	(36)

## 特 集

# 彩の国埼玉に誕生する

## 政令指定都市考

目標は2,000年その動きは活発であるが

本県において、来る2,000年を目標にした政令指定都市の誕生に期待し、その実情にスポットを当ててみた。（H. W. 2月15日脱稿）

県都浦和をかこむ合併政令指定都市への動きに新たな波紋を生じている。当初政令指定都市創りは、浦和、大宮、与野の3市を枠組みにして実現の構想であったが、その後隣接の上尾市、伊奈町を含め一挙に百万都市結成の動きが起こった。

合併問題をめぐっては、3市先行合併を主張する浦和市と、4市1町同時合併を唱える大宮市の議論が過去一年以上も平行線を辿って難航、合併目標とした2,000年にその成否が危ぶまれている。

事態の打開を図るべく1月13日、浦和、与野、大宮の3市に上尾市、伊奈町を加えた議員代表による「4市1町議員懇談会」を設置、その設立総会が1月25日浦和市で開かれ、当面の諸問題について意見交換を行ったが経過は持論の出し合いに終わった。

3市先行合併を主張する浦和市は、「合併政令指定都市は浦和、与野、大宮の3市で取り組む」とした当初の申し合わせの経緯を橋に、その上、市民意識調査の結果から上尾市、伊奈町はなじみが薄いこと、既に浦和、与野、大宮の3市間の行政共同事業が軌道に乗っていることなどをあげ、「さいたま新都心」の

町開きに合わせて合併市をスタートさせるには3市合併が現実的。上尾市、伊奈町については将来合併可能なパートナーとすることが妥当とした。

一方、大宮市側では、Y.O.U. And I プラン（埼玉中枢都市圏構想）で培った上尾市、伊奈町との関係を無にしてはならないとしたうえ、バックグラウンドとしての役割を念頭に4市1町同時合併の合理性を述べている。

浦和、大宮両市間の調整役を果たしてきた与野市は、ここにきて4市1町同時合併が理想としたうえ、打開策として4月に3市による合併協議会を設置し意志の疎通を図る一方、4市1町による合併研究会と併行して対応するとの妥協策を提示している。上尾市、伊奈町はともにY.O.U. And I プランのもとに一体性が4市1町間に既に存在することを理由に、4市1町による対等合併を強く求めている。

いずれにせよ合併問題は当該自治体にとって将来にわたる大問題、それだけに慎重にならざるを得ない。

“難産で生まれた子は丈夫に育つ”という。これにちなんで埼玉に生まれる政令指定都市

が立派に誕生することを期待したい。

蛇足ながら、川口市でも戸田市、蕨市を一丸とする都市づくり、つまり第2の政令指定に向け動きのあることを加えておく。

一般に市町が合併して政令指定都市となるための法律的な要件は、政令指定都市制度の概要として後段で述べるが、地方自治法に規定されている「人口50万人以上の市で政令に定めるもの」ということだけです。しかし、過去において政令指定都市に移行した都市を見ますと、その移行のためにはいくつかの要件を満たすことが求められているようです。

その要件としては「経済や文化に関する都市機能が整っている」ということが挙げられています。

本県において目下合併政令指定都市への移行が考えられている枠組みを仮に3市（浦和与野、大宮）として先進12の政令指定都市の

状況を数値的に比較してみると、下段比較表に示すとおり、人口はおおむね適合、その他の都市機能の面においても遜色がない。

移行への枠組み3市に新たな動きのある上尾市、伊奈町を加え4市1町ともなれば、人口は120万8千余となり人口の面では十分クリア、その他の数値も上昇し国の指定要件を満たすことになる。

合併枠組みに包含される「さいたま新都心」の建設という一大プロジェクトのもとに国の大行政機関の移転、そして新たな都市施設が整い、その上新しい交通システムの導入を視野に検討されよう。この機に政令指定都市の誕生は正に歴史的タイミングである。

### 政令指定都市化による メリットとデメリット

#### 政令指定都市の都市機能等比較

比較項目 都市名	人 口	昼夜間 人口比率	※歳出総額	※都市 公園数	※一人当たりの 都市公園面積	事業所数	※市立 図書館
	H 7 国調 速報値	H 2 国調	6 年度決算 百万円	6 年 度	6 年度 m <sup>2</sup>	H3.7.1 工業統計	6 年 度
札幌市	1,756,968	102.0	762,129	2,239	8.62	84,758	25
仙台市	971,263	108.5	376,561	1,116	7.55	49,270	6
千葉市	856,882	93.8	329,145	675	7.52	32,433	6
川崎市	1,202,811	90.0	528,349	700	3.60	47,119	8
横浜市	3,307,408	88.7	1,433,692	2,025	3.74	122,623	16
名古屋市	2,152,258	117.4	1,050,586	1,213	6.41	156,367	15
京都市	1,463,601	110.4	673,718	655	2.78	102,385	15
大阪市	2,602,352	146.0	1,808,682	852	3.25	272,893	24
神戸市	1,423,830	103.5	947,174	1,250	15.40	85,737	10
広島市	1,108,868	104.2	545,990	829	6.72	59,571	10
北九州市	1,019,562	104.5	522,412	1,461	9.03	60,259	17
福岡市	1,284,741	114.6	711,522	1,302	7.98	77,747	9
3 市	968,991	90.0	273,082	564	2.84	37,679	10

※項目の政令指定都市の数値は「大都市比較統計年表 平成6年」大都市統計協議会編による。

一般的に次のように言われている。

(1) メリット

- ・事務の移譲によって市民に身近な事務を市自らが処理できることとなるので、都市の実情に合わせた市民サービスがきめ細かく、かつ迅速に提供されることとなる。

- ・行政財政能力が強化されることにより、ビックプロジェクトの実施が可能となるなど、集中的な都市基盤の整備が図られる。

- ・都市の名が全国に知れ渡り、イメージアップと地域経済の活性化が期待される。

(2) デメリット

- ・政令指定都市への新たな一極集中が起こり、地域間格差が増大する恐れがある。

- ・政令指定都市は、県からの独立性が強いので県と政令指定都市との協調関係が弱まるなどがあげられている。

## -参考-

### 政令指定都市制度の概要

#### 1. 政令指定都市制度とは

- ・「地方制度上の大都市制度」である。

- ・法律の上では、地方自治法第252条の19の規定に基づき「政令で指定する人口50万人以上の市」をいう。

- ・現在、下記の12市が指定されている。

(カッコ内は施行日)

大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市（以上S 31. 9. 1）、北九州市（S 38. 4. 1）、札幌市、川崎市、福岡市（以上S 47. 4. 1）、広島市、（S 55. 4. 1）、仙台市（H元. 4. 1）、千葉市（H 4. 4. 1）

》注《 東京都は別に都制がしかれている。

#### 2. 制度の目的

社会福祉、保健衛生、都市計画など市民生活に直結した事務を大都市に移譲とともに、行政監督上の特例を整備することにより、二重行政；二重監督を排除し、大都市行政を統一的、効果的に運営できるようにしようとするものである。

#### 3. 行財政上の特例

上記の2つの目的を達成するため、地方自治法その他の法令で、一般の市と異なる特例が定められている。

(1) 行政事務配分上の特例

福祉や保健衛生分野を中心に、市民に身近な行政権限が県から移譲され、市独自で処理することとなる。

(例) ・開発許可、宅地造成規制などの都市計画関連事務。・保健所設置、飲食店の営業許可などの保健衛生事務。

・養護老人ホームの設置・監督、児童相談所や教護院の設置・運営などの民生事

公営の軌道系の交通の有無		空港・港湾の有無		フランチャイズの有無	
地下鉄	モノレール等	空港	港湾	Jリーグ	プロ野球
○		○			
○			○		
	○		○		○
○	○		○	○	○
○		○	○	○	○
○			○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○

務。・大気汚染防止などの環境関連事務。  
・県道及び知事が管理している国道の管理などの土木事務などである。

#### (2) 行政監督上の特例

知事の監督を要しないものや、知事に代えて主務大臣の監督を受けることになる事務が生じる。

(例) ・市が児童福祉施設を設置する場合、知事への届出が不要になる。・地方債の発行に当たって知事の許可が不要となり、代わりに自治大臣の許可を受けることとなる。

#### (3) 行政組織上の特例

大都市における地域行政の円滑化のため、一般市と異なる規定がある。

(例) ・区（行政区）の設置（区長は市長が事務委員から命ずる。）・区選挙管理委員会の設置（県議会議員及び市議会議員の選挙区は区の区域となる。）など。

#### (4) 税財政上の特例

行財政需要の増大に対応するため、国や県からの財源の移譲や交付金、支出金の増額などの措置がなされる。

##### ① 歳入に係るもの

###### ア. 道路目的財源

県道及び知事が管理している国道の管理移管に伴う財源として、・地方道路譲与税（増額付与）、・石油ガス譲与税（新規付与）、・軽油取引税交付金（新規付与）、・自動車取得税交付金（増額付与）、以上のような財源付与がある。

###### イ. 一般財源

地方交付税においては、基準財政需要額の算定において補正係数が適用されるため増加が見込まれる。

市民税においては、2以上の区に事務所、事業所などを有する個人・法人に対して区ごとに均等割が賦

課される。

特別土地保有税においては、基準面積（免税点）の扱いが異なり、各区ごとの区域内において $2,000\text{m}^2$ となる。

##### ウ. 特定財源

国・県支出金において、国・県の補助負担率に変更を生ずるものがある。

地方債の起債には自治大臣の許可となる。

公共事業の費用の財源に充てるため、自治大臣の許可を受け「宝くじ」を発行することができるようになる。

##### ② 歳出に係るもの

政令指定都市に移行すると、県から移譲事務の処理に伴う経費及び行政機関の設置に伴う経費について、相当の増加が見込まれる。

（本稿は県の市町村課提供資料による）



# 平成9年度県当初予算規模概要と主な施策

## 緊縮型の重点事業指向

### 予算の総括

県の平成9年度予算は、一般会計1兆7,312億1千万円で対前年度当初比2.7%の伸び、これは前7、8年度の伸び率の半分、景気低迷を反映して過去5年間の最低である。

歳出面をみると、厳しい財政事情から既存の事業の徹底した見直しを行い、行財政運営の効率化の観点から施策全般にわたり「ハードからソフト重視」に転換、事業の重点化を最大限に図って「21世紀に向けた改革元年」とする位置づけを行い、緊縮型で重点事業方式に改めた。

注目の土木費は、3,327億2,468万円で伸び率は8.8%減の320億4,412万7千円の減少で抑制の色彩を深めている。投資的経費の分野でもこれが明確に表われ、国庫補助事業は前年度比4%、70億181万3千円の減、県費単独事業は6.9%、168億9,339万1千円の減である。

一方、特別会計では用地費が2.8%増、流域下水道事業が4.3%増、県営住宅管理事業は4.5%増となっており、伴う造成費、建設費、營繕費の各事業費はいずれ伸び率に比例して増加している。

また、公営企業会計は、電気事業が23.4%と大幅な減少、工業用水道事業は5.1%の増、水道用供給事業は5.3%の増、土地開発整備事業（工業団地等の造成）は既着手事業の終結もあって21.8%と大幅に縮減した。

### 歳出予算の特色

前段に述べたとおり、全体からみて緊縮型の重点化方式が随所に表われているのが歳出予算面でみる特徴である。特に重点化事業としてあげているものに、さいたま新都心や地下鉄7号線の継続、新規では県営スタジアムなど21世紀初頭の埼玉を彩る主要プロジェクトを重点的に推進する一方で、県単独公共事業については県民生活に支障を及ぼさない範囲で極力圧縮、いわゆるハードからソフト重視への事業展開が特色となっている。

その例として主なものをあげると、

- 科学的技術面における先導的基礎研究事業の推進
- 環境先進県を目指す新規施策への取り組み
- 公立学校等既存施設の転用による有効活用
- 市町村の生活基盤整備や市町村が行う住民参加のまちづくりへの支援
- 彩の国イメージアップに当たる諸行事計画への積極参画、など。

### 主な新規施策

- 埼玉ゼロエミッション（再資源化）の推進=既存工場等を活用した再資源化の実証
- バリアフリー（障害物除去）のまちづくりの推進=商店街の育成、道路整備、堤防坂道のスロープ化、公園整備等で実現
- 未来の科学技術者の育成=理工系大学短期集中講座の開設

- ・国際標準規格（ISO）取得支援＝セミナー、研究会の開催
- ・産業・雇用創出の推進＝懇談会の開催、サービス産業振興フォーラムの開催等
- ・彩の国観光の促進＝観光資源の整備、彩甲斐街道（国道140号）出会いの丘、ダム湖周辺整備等

## 各部局における主要施策

### 土木部関係

土木部の所管予算は2,266億8,889万4千円で対前年度同期比8.4%の減、額にして207億1千万円余の減少である。

主な課別でみると、道路建設課は480億425万9千円で前年度同期比8.7%の減、道路管理課は228億6,630万6千円で、同じく13.7%の減、河川課は688億1,430万9千円で同じく3.0%の減、ダム砂防課は92億1,896万1千円で同じく12.1%の減と軒並みの減少で予算額を見る限り厳しいものである。

主な施策等を辿るとまず道路関係では県内1時間道路網構想の推進を軸に、東西方向の道路整備（越谷浦和バイパス残り区間4.4kmの用地促進）、国道140号大滝道路の完成等を目指す一方、新規に狭山環状有料道路0.45kmの延伸（国道16号との立体化）に着手するほか9年度内に新道路計画案を策定、これを公表し広く県民の意見を求めて計画決定の方針。

土木事業もハードの面からソフト面へのウエートを高め、“人と自然にやさしい道づくり”や“自然や人にやさしい川づくり”へ施策を広め段差のない歩道の整備等安全な歩行空間整備や川の広場づくり、ダム周辺のオアシス化を推進する一方、災害に強い地域づくりに向け総合治水対策等を推進する事業展開を行っている。

### 彩甲斐街道の総合的な整備により生まれ変わる国道140号

熊谷を起点とする一般国道140号の埼玉、山梨県境は、俗に「開かずの国道」と呼ばれ、長らく交通不能区間となっているが、かつては、秩父觀音靈場巡拝や繭の交易の道として栄えてきた。現在整備中の県境雁坂トンネルが開通すれば彩の国と甲斐の国が直接結ばれ交流が再開するものと期待される。県では雁坂トンネルの残土により生れたワサビ沢の丘（トンネル土捨場跡地雁坂トンネル・埼玉側入口手前）を「彩甲斐街道出会いの丘」と名付け、その上に広がる貴重な平場を彩甲斐地域の交流・防災の拠点として整備することとした。また県は、平成10年春に開通する「雁坂トンネル」附近は、山間部で迂回路が無いため、安全な交通の確保に向け道路情報提供装置などの各種道路施設整備を総合的に行うこととしている。

#### 総合整備事業の概要

- ・事業区間 花園町～大滝村
- ・事業内容 出合いの丘整備（駐車場、休憩施設、チェーン着脱場、ヘリポート等）、道路情報提供装置の機能拡充、交通安全施設の整備、凍結防止舗装の実施、側溝整備、著名地点の案内標識の整備
- ・着工年度 平成9年度
- ・全体事業費 6億8,700万円

## 住宅都市部関係

住宅都市部の所管事業は、一般会計が1,433億5,245万4千円（伸び率はマイナス7.2%）、特別会計が810億9,515万円（伸び率は3.9%）、その合計は2,234億7,679万4千円で、前年度当初比3.5%の減、額で81億951万円余の減少である。

予算の面では減少であるが社会基盤整備に関わる投資の面では実質上向いている。平成9年度は、さいたま新都心建設が中盤に入り、中枢、中核施設の建設が本格化、2002年ワールドカップ大会に向けての県営スタジアム（仮称）の一部着工など大型プロジェクト建設の舞台が大きく開く一方、生活基盤整備事業も住宅並びに住環境の改善、地震対策を含めて活発化の見通しである。

### 新規施策及び事業

・平成8年7月の建設省通達（IC、鉄道駅、大学等調整区域である区域で計画的な市街地整備が確実に行われる区域の市街化区域設定の要件緩和<50ha→20ha>）を積極的に活用し「小規模市街地形成検討調査」（都市基盤施設整備の手法等の検討）を行う（都市計画課）

・駅周辺の市街地再開発事業等一連の整備事業に隣接の旧商店街などの街路において、地元住民参加による環境保全、災害に強い魅力あるまちづくりで商店街の活性化に向け整備計画策定のための調査並びに用地買収及び工事を行う（都市整備課）。平成9年度は12路線を予定、事業費6億8千万円を計上した。

・応急危険度判定士、耐震診断技術者養成のための講習会、耐震対策セミナーを開催し、地震対策に対する普及、啓発を図る。また既存建築物耐震改修促進を図るため重点的に促進地域、建築物の設定を行う（建築指導課）。

・市町村営住宅供給支援事業を新しく設け、

公営住宅の借上げ、建設買取りを行う市町村に対し負担額の一部補助（建設期間9年度～12年度）することとした（住宅管理課）。

・木造住宅性能アップ推進事業を新しく設け、安心の住まいづくり推進のための調査及び木造住宅生産技術等の向上・普及を行う団体に対して補助を行う（住宅管理課）。

### 主な事業課所管予算規模概要

►都市整備課：393億2,861万4千円で、前年度同期比伸び率マイナス10.5%である。

・街路整備（県単）213億8,200万円、対象57路線、・緊急地方道路（街路）整備40億4,700万円（県単・公共合計）、対象18路線、  
・街路改良事業（公共）41億9,200万円、対象12路線、・地方特定道路街路整備38億3,400万円、対象17路線、・やすらぎとゆとりのある道づくり4億5千万円、対象10路線。

►公園課：158億1,706万4千円、伸び率マイナス29.9%である。

・公園施設整備22億7,475万3千円、対象県営公園、サイクリングコース施設等21公園ほか。・公園施設リニューアル（再開発、手直し）事業、対象県営5公園、・県営公園の未整備区域、拡張区域の整備、対象10公園。

・熊谷スポーツ文化公園国体メイン会場建設の基本設計及び競技施設基本設計2億4,472万円。・公園施設整備事業（公共）56億200万円、対象ジョンソン基地跡地公園ほか4公園等、・県営公園の災害応急対策に必要な施設整備等5億2,268万3千円、対象秩父ミューズパークほか18公園。

►下水道課：104億4,416万2千円で伸び率4.0%。特別会計分657億39万5千円（一般会計より繰出金を含む）で伸び率4.3%である。

・県費単独流域下水道費11億9千万円、対象国庫補助外の7流域下水道整備、・流域下水道事業費248億1,800万円、対象荒川左岸南部流域下水道ほか6流域下水道の整備、・流

域下水道管理費178億9,248万1千円、対象7流域下水道の維持管理。

►住宅管理課：151億3,187万7千円で、伸び率はマイナス37.5%である。

・市町村営住宅供給支援事業9,482万5千円、対象公営住宅借上げ等市町村に対する補助（前掲）、・木造住宅性能アップ推進事業1,715万6千円、対象木造住宅生産技術等の向上・普及を行う団体への補助（前掲）。

►住宅建設課：235億9,392万4千円で伸び率はマイナス4.0%である。

・公営住宅建設118億5,523万2千円、対象平成7年度事業継続3年次分、平成8年度事業継続2年次分及び平成9年度事業継続3年の1年次分10億3,483万円、中層、高層合せて520戸新規着工、・既設公営住宅改善事業8億1,238万9千円、対象耐震診断及び耐震改修平成8年度事業2年次分及び平成9年度同事業3年継続の1年次分7億1,473万9千円、新規診断戸数838戸、改修戸数1,149戸等。・特定公共賃貸住宅建設4億2,839万9千円、対象7年度事業継続3年次分、8年度事業継続2年次分、・ケア付き県営住宅建設12億8,500万円、対象8年度事業継続2年次分8（公営70戸のうちケア付き20戸及び特定公共賃貸住宅1戸）

►新都心基盤整備課：136億328万2千円で伸び率はマイナス17.1%である。

・さいたま新都心共同溝整備事業2億8,000万円、対象西口駅前通り線及び中仙道における共同溝整備、・さいたま新都心土地区画整理事業32億8,400万円、対象緊急地方道路整備（住都公団への補助）。・上落合地区西口駅前通り線の整備6億7千万円、街路整備93億6,928万2千円、対象与野大宮大通線、赤山東線ほか。

►新都心施設課：137億6,054万6千円で伸び率は584.2%である。

・さいたまひろば建設1,541万3千円、対象継続1年次分。・さいたまアリーナ建設

136億7,575万1千円、対象継続2年次分。

►スタジアム施設課：6億2,782万8千円（新規）。・県営スタジアム建設5億9,886万3千円、対象実施設計。・県営スタジアム建設2,896万5千円、対象継続5年の1年次分（総事業費446億2,921万9千円）。

## 農林部関係

農林部の所管予算は、一般会計が610億7,383万7千円（伸び率マイナス7.0%）で、特別会計分と合わせた合計は620億9,210万6千円で前年同期比伸び率はマイナス7.1%である。

わが国の農林業は大きな曲り角にあって、自ずから施策の面にも表われ、従来の拡張生産一辺倒から自立型の基盤強化へと変り、投資も拡大型指向から魅力ある産業構造、環境づくりにウェートが移り、改良、改善対策重視の方向にある。

### 関係事業課の予算規模及び主な事業

►林務課：101億3,531万円（対前年度同期比25.8%減）である。

・さくらの郷整備事業（越生町地内）3億7,384万6千円（自然環境事前調査、主要施設の検討、進入道路調査等）、・造林事業2億2,471万7千円（一般造林55ha、育成天然林整備4ha、保育849ha等）、・彩の国木づかい利用促進事業1,203万7千円（県産材利用促進）、・林道開設事業22億3,231万円（林道開設34路線、12km）、・既設林道改良整備6億1,926万5千円（84箇所、17km）、・治山事業26億2,786万3千円（復旧治山19箇所73ha、予防治山19箇所93ha他）。

►農村整備課：290億9,780万6千円で、対前年度同期比4.5%増である。

・県営かんがい排水事業45億5,634万8千円（継続21地区の用水路16,096m、排水路7,316m）、・県営ほ場整備事業27億1,125万3

千円（継続21、新規3地区の区画整理51ha、暗渠排水163ha）、・県営農地防災事業45億2,269万6千円（継続15、新規6地区の頭首工、取水工、排水機場1箇所、排水路1,998m、用水路5,003m）、県営農道整備事業3億7,452万4千円（継続2、新規3地区の道路工4,320m、路盤工310m他）、・利根中央農業用水再編整備事業22億1,050万円（継続1地区の用水路10,030m）、・団体営土地改良事業67億2,644万4千円、・県費単独土地改良事業7億9,998万4千円（対象138地区）

#### 主な新規事業の概要

##### ・彩の国大規模ほ場促進事業

国際化に対応した農業を進めるため、大区画ほ場の整備と併せて、農家を特定し一定の条件のもとには場整備事業を通じて県費補助を行うもので、種足野通川地区（鴻巣、騎西、菖蒲、川里の4市町村）、大寄東部地区（深谷市）、川里中央地区（川里村）の以上3地区が対象、9年度予算に688万2千円を計上した。

##### ・県産木材安定供給体制整備事業

木材価格の長期低迷等により、県内の木材の伐採が停滞し、県産木材の供給は少量、不定期の現状で、製材工場等の加工体制に対応できていない。この結果、県内木材需要に対するシェアは低位にとどまっている。

このため、県産木材の供給量の拡大を図ることを目的に、森林所有者と製材工場との安定供給協定に基づき、木材の集荷・仕分けを行い、質、量とも安定的に供給する機能を持たせた「木材ストックセンター」の整備を行うものである。

9年度は、木材需要の現状調査等の基礎調査及び供給体制計画の策定などを行い、10年度において経営組織の設立、用地、機械整備及び管理棟の整備等を行うもので、9年度予算に調査、計画策定費として700万円を計上した。

#### ・県営防災水利整備事業

災害時に消防・生活用水の利用を容易にするため、用水路やため池等の農業水利施設に付帯して、防火水槽や吸水樹等を整備し地域防災に当たる市町村事業を支援（国及び県で補助）するものである。9年度予算に3億384万円を計上した。（防災機能代替施設整備費）対象は毛呂山、児玉、神川、上里、騎西の5町。

### 彩の国ふれあいの里 整備事業

この事業は、国の農村自然環境整備事業（国庫補助事業）を県が新規導入、県政の指標「環境優先・生活重視」のモデルともなり得る、環境や自然生態系に配慮した農村整備を行うもので、平成9年度は実施区域として江南町を指定し、予算6,330万円を計上した。

#### 整備内容

(1) 水辺環境の整備：集落排水路の整備により復活の兆しが見えるホタル、トンボや魚類の生息環境を広げるとともに、自然と親しむ場として整備する。

(2) 農業集落道の整備：町内全域へ広がる緑の回廊（歩道）を創ると同時に、全町民が自然と親しむアクセス遊歩道とする。

(3) 農村緑化施設整備：既設公園に、休憩所の設置や緑地などの植栽を行う。

(4) 農村公園緑地の整備：歴史やスポーツを通じた農村文化の形成と農村活性化を図るとともに、集落間や農村と都市住民との連携活動の拠点を形成することなどを整備計画として挙げている。

（主管農村整備課）

## 教育局関係

教育局の所管予算の合計額は5,112億382万6千円で、前年度同期比2.0%の増である。

予算面から見た主な施策を挙げると、社会が変化、生徒の多様なニーズに対応、まず、高校教育においては生徒の選択学習機会の拡大、個性に応じた多様な教育の場を提供することを基本に新規学科の創設、改編を行うとともに中・高校生徒の進路意識の啓発・高揚を図るための指導の充実強化を図る一方、学習環境の整備を行う。また、防災上重要な役割を担う県立高校の防災拠点整備や文化財の保全、活用、整備を積極的に推進することなどが主な内容。

関係の主な新規事業（財務課所掌）は、次のとおりである。

- ・高校建物等の維持管理：グラウンド整備
- ・芝生化（伊奈学園、行田女子、松伏、川口工業の4校）、秩父農工体育館改修及び耐震補強など。
- ・県立高校大規模改修：工事28校。
- ・防音校舎空調設備の整備：豊岡、所沢商業、所沢西の3校（9～10年度継続）。
- ・県立特殊教育諸学校大規模改修：校舎の改修及び耐震補強工事5校、
- ・障害児の教育環境改善：空調設備（校舎全体冷房）9校、屋外施設の改善（バスデッキ整備）熊谷養護、川越養

護2校、

- ・県立高校防災拠点施設整備、改築（単年度工事）本庄、飯能、草加、松山女子の4校、（9～11年度継続）春日部、川越、行田の3校。

- ・春日部高校校舎改築工事（9～12年度継続）、
- ・県立高校専攻科施設建設（単年度）新座総合、深谷商業の2校、
- ・狭山工業高校実験実習棟改築（9～11年度継続）、
- ・県立越谷西養護学校校舎増築（9～11年度継続）、
- ・神川青年の家食堂等の改修（単年度）

### 調査・設計関連

- ・県立特殊教育諸学校大規模改修（耐震補強）、診断及び設計9校、
- ・県立高校図書館棟整備調査設計、1校（川越）、
- ・行田高校総合学科施設整備調査設計、
- ・羽生高校定時制単位制施設の設計及び工事、
- ・小鹿野高校格技場整備調査設計、
- ・（仮）川島養護校舎新設調査設計、
- ・秩父養護校舎改築改修調査設計。

### 継続施行関係

- ・久喜工業高校実験実習棟改築（5～9年度）、
- ・行田工業高校実験実習棟改築（6～9年度）、
- ・熊谷工業高校実験実習棟改築（8～12年度）、
- ・近代文学館（仮称）建設（7～9年度）、
- ・荒川総合博物館（仮称）建設（7～9年度）、
- ・埋蔵文化財センター収蔵庫建設（8～9年度）

## 県の学校防災対策事業の視点

県教育局では、大地震等の防災意識の啓発、高揚を図ることを目的に、学校の防災体制をソフト、ハードの両面から整備し、総合的な学校防災対策を推進することとして各分野に予算を計上し実施に移すこととした。

### ソフトの充実

大規模災害時の対応などについて、教職員の意識の高揚を図り、地域や関係機関と連携した防災教育を推進するもので、対応策として、①教員を対象とする防災教育指導者講習会（内容は講義、実践発表、研究協議）の開催。②防災教育推進校の委嘱（幼稚園、小・

中・高校等 9 校に期間一年で防災訓練等を通じて、児童、生徒が災害時に適切な対応ができる行動や能力を養う）。このための予算に253万 3 千円を計上した。

#### ハードの整備

##### 1 県立学校防災拠点整備

格技場、体育館を緊急宿泊施設（合宿所）へ改築。浄水装置付き耐震プールの整備。備蓄倉庫、耐震性貯水槽、浄水装置の設置、グラウンドに夜間照明の設置のほか、ソーラーシステムを主とした発電、給湯設備を行うもので、全体計画では38校、8 年度までに17校を整備、9 年度は 7 校を予定、これに予算41億2,939万 4 千円を計上。

##### 2 県立学校校舎の耐震補強

9 年度では耐震診断及び耐震補強工事合わせて61校を計画、これに対する予算67億1,709万 5 千円を計上。

##### 3 市町村立小・中学校耐震診断に要する経費の助成

助成対象は、診断経費、耐力度調査経費で校舎87校、屋内運動場24校を計画に入れ、助成予算2 億875万 2 千円を計上した。

## 警察本部関係

県警察本部が平成 9 年度実施の施設等整備計画は、次のとおりである。

#### 庁舎建設等

##### 1 草加警察署庁舎建設

現庁舎を解体し同所に新築するもので、新年度早々工事入札執行予定（予算10億2,673万 4 千円計上）

##### 2 吉川警察署庁舎建設調査・設計

計画の建物規模は、地下 1 階、地上 4 階建、約5,300m<sup>2</sup>（予算9,481万 3 千円計上）

##### 3 交番・駐在所の整備

- ・交番新設 6 カ所（草加署管内青柳、八潮西の 2 カ所、東入間署管内ふじみ野駅前 1 カ所、狭山署管内東金子 1 カ所、越谷署管内弥十郎 1 カ所、吉川署管内吉川駅前 1 カ所）。

- ・交番改築、朝霞署管内いろは橋 1 カ所。

- ・交番調査設計 6 カ所（川口署 1 ・青木町、蕨署 1 ・戸田公園駅前、熊谷署 1 ・熊谷駅南口、鴻巣署 1 ・二ッ家、東松山署 2 ・高

#### 坂丘陵、吉見北）

- ・駐在所改築、東松山署管内唐子 1 カ所。
- ・駐在所調査設計、久喜署管内小林 1 カ所。

##### 4 待機宿舎の調査設計

建設場所は大宮市大成町地内、建物規模は地上 5 階建 1 棟40戸約3,900m<sup>2</sup>。

##### 5 警察署、待機宿舎等の環境整備

所沢署外壁改修工事ほか、鴻巣市内の待機宿舎の整備。

##### 6 非常用電源、耐震性貯水槽の整備

非常用電源設備では所沢、越谷の 2 署。耐震性貯水槽は所沢、越谷の 2 署に新設。

##### 7 警察学校の整備

射撃場及びグラウンド整備の調査設計。

#### 交通安全施設の整備

交通センターの整備、信号機の新設及び改良、標識・標示等の整備（51億3,040万 8 千円計上）。

## 企業局関係

公営企業会計における平成9年度の資本的収支予算を各事業別でみると、電気事業は前年度対比56.1%の減、工業用水道事業は26.0%の増、水道用水供給事業は3.2%の増、土地開発整備事業は32.2%の減、レクリエーション施設事業は、仮称・神川野外スポーツ・レクリエーション施設建設を新規事業で加えたことにより88.7%の増である。以上の5事業会計の合計は771億2,142万9千円となり、対前年度同期比伸び率はマイナスの12.3%である。

- ・電気事業の大幅な減少は、浦山発電所建設事業が終結段階に入ったことによる。一方、新規事業として仮称・滝沢発電所建設を計画、その調査費に1,393万7千円を計上した。
- ・水道用水供給事業では送水施設整備（送水管工事）に71億8,786万8千円を計上し、児玉系幹線、白岡岩槻幹線、入間西部連絡線を継続施工する。また、新規に「仮称・西部浄水場」の建設を計画、9年度予算に49億1,897万5千円を計上し、用地取得及び実施設計等を行うほか、水道施設等の耐震強化対策費として87億3,913万6千円を計上して促進を図ることにしている。
- ・土地開発整備事業では伊奈北部地区宅地造成、秩父地区宅地造成、騎西鴻茎工業団地造成の各事業が終結、一方工事が本格化する妻沼西部工業団地を始め、本庄今井工業団地、加須高柳工業団地、行田南部工業団地及び杉戸深輪工業団地はいずれも継続施工に加え、平成9年度は新規に「羽生下川崎工業団地造成事業」を計画、一年次予算に58億2,635万1千円を計上し用地買収及び調査に着手する（計画内容別掲参照）。
- ・レクリエーション施設事業では、新規に「神川野外スポーツ・レクリエーション施設（仮称）建設事業（神川町の神流川河川敷を活用、子供から高齢者まで幅広く利用へ向け

整備）を起こし、9～12年度継続で総事業費38億9,100万円を投入12年度完成を目指す。9年度予算に2億7,694万4千円を計上し、環境影響評価書の作成、温泉掘削等を行なう。

## 羽生下川崎工業団地造成事業

### 基本計画

1 計画地 羽生市大字下川崎、上川崎、羽生市南部に位置し、東北自動車道羽生ICまで約7km、東武伊勢崎線南羽生駅から約1.5km

### 2 事業の概要

- ・施行面積=約49ha
- ・事業期間=平成9～14年度  
(6年継続)

- ・分譲予定面積=約30ha
- ・分譲予定年度=平成14年度
- ・総事業費=190億7,800万円

### 3 工業団地の特色

工場・地区センター施設、公園等を一体的に整備した生活者交流ゾーンを設け、地域住民と企業の触れ合いの場を提供する。

### 4 想定業種

食料品、繊維・衣服、化学、金属製品、輸送機械器具、精密機械器具、物流関係業種、その他（容器包装リサイクル法に基づくリサイクル施設）

## 男女雇用機会均等法等改正に伴う

### 労働省関係法律案要綱の視点

労働省は、昨年の12月婦人少年問題審議会よりの「雇用分野における男女の均等なる機会及び待遇の確保のための法律整備に関する建議」を踏まえ、一連の関係法律の改正を目指し労働省関係法律案要綱をまとめ、同審議会に諮問、その議を経て1月14日その骨子を発表した。

この改正法律（案）は、現行条文を見直し時代の要請に即応整備を行ったものである。

注目点は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の条項で、現行の努力義務と見做されたものを「差別の禁止」と明確に規定したほか、就業に関する援助措置を設け働く女性が安心して職業生活を営むことができるよう配慮条項が加えられたことである。

従来、男性の職域と見做された建設関係生

産部門の各分野に多くの女性が進出、ひとかどの戦力として特性を發揮している今日、働く職場における男女平等についての諸制度を正しく理解しておくことが必要となった。

以下、労働省がまとめた労働省関係法律の整備に関する法律案要綱の骨子を列記して参考に供することとした。

なお、ここに記す一連の改正法律案は今国会に上程され成立の運びである。

本法律改正案要綱によると、現行法律「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の題名を『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』（略称；均等法）と改正するものとしている。

#### I 均等法の一部改正案の骨子

##### 目的

この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に当たって妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

##### 基本理念

- (1) この法律においては、女性労働者が性別に差別されることなくしかも母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むこと

ができるようにすることをその基本的理念とする。

- (2) 事業主並びに国及び地方公共団体は、基本的理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

##### 男女雇用機会均等対策基本方針の策定

労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針を定める。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

### (1) 女性に対する差別の禁止

#### イ 募集及び採用

事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えるべきである。（努力義務→禁止）

#### ロ 配置、昇進及び教育訓練

事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。（努力義務→禁止）

#### ハ 女性に係る措置に関する特例

女性に対する差別を禁止する規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者について行う措置を講ずることを防げない。

### (2) 調停制度の改善等

#### イ 一方申請の場合の他方当事者の同意要件を廃止する。

#### ロ 女性労働者が都道府県女性少年室長に解決の援助を求めたこと又は調停の申請をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いを禁止する。

### (3) 事業主の講ずる措置（ボランティア・アクション）に対する国の援助

国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事業を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じようとする事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

#### イ その雇用する労働者の雇用に関する状況の分析

#### ロ イの分析に基づき必要となる措置に

## 関する計画の作成

### ハ ロの計画で定める措置の実施

#### ニ イからハまでの措置を実施するため必要な体制の整備

## 女性労働者の就業に当たって配慮すべき措置

### (1) 職場における性的な言動に起因する問題（セクシュアル・ハラスメント）に関する雇用管理上の配慮

イ 事業主は、職場において行われる性的な言動に起因して、その雇用する女性労働者が労働条件につき不利益を受け、又は当該女性労働者の雇用環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

#### ロ 労働大臣は、イの事業主が配慮すべき事項についての指針を定める。

### (2) 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置

イ 事業主は、その雇用する女性労働者がイの母子保健法の規定による保護指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにならなければならない。

ロ 事業主は、その雇用する女性労働者がイの保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

ハ 労働大臣は、ロの事業主が配慮すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定める。

## 公表制度の創設

労働大臣は、女性に対する差別を禁止する規定に違反している事業主に対し、勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## II 労働基準法の一部改正

### 1 女性の時間外及び休日労働並びに深夜業の規制の廃止

満18才以上の女性について、時間外及び休日労働並びに深夜業の規制を廃止する。

### 2 多胎（複数）妊娠の場合の産前休業期間の延長

多胎妊娠の場合の産前休業期間を、10週間から14週間に延長する。

## III 育児・介護休業法の一部改正

### 育児又は家族介護を行う労働者の深夜業の制限

(1) 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者にあって次いずれにも該当しないものがその子を養育するために請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）において労働させてはならない。

イ 引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者

ロ 深夜において、その子を常態として保育することができる同居の家族その

他の労働省令で定める者がいる労働者ハ イ及びロのほか、請求できることとすることについて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの

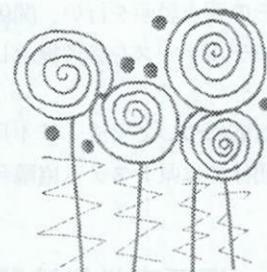
(2) (1)による請求は、1月以上6月以内の期間について、開始の日及び終了の日を明らかにして、開始の日の1月前までにしなければならない。

(3) (1)及び(2)は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が当該対象家族を介護するために請求した場合について準用する。

## IV 施行期日

本法律一部改正案が国会を通過し成立時に確定するものと理解されたい。

なお、県労働部所管課では本法律が成立公布をメドに事業主並びに一般が理解し易いパンフレット等を作成し、周知を図りたいとしている。



# 週所定労働時間40時間制に対応

## 取り組み方を提示

### 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会

2月28日正午から建産連会館1階の特別会議室において、年度第2回目、通算第11回の埼玉県建設生産システム合理化推進協議会（島村治作会長）を開催し、所定労働時間週40時間制への移行を控え対応策等を協議した。会議には正・副会長以下オブザーバーを合わせて22名が出席。議題は①中央との建設生産システム合理化推進協議会連絡会議の結果について、②週所定労働時間40時間制の実現について、③元・下関係の契約適正化の推進について——の3つの事項を掲げた。

#### 会議の経過概要

はじめ事務局より本県システム協議会設立（平成3年）以来の活動状況を説明、さらに本席の協議主題である労働時間短縮を定めた労働基準法の改正後の動き等の説明を行って理解を求めた上、引続いて、去る2月20日東京で開催の中央・地方建設生産システム合理化推進協議会連絡会議の席上まとめられた「所定労働時間週40時間制移行へ向けての建設業界が取り組むべき行動計画」の全容を提示して、その要点説明を行い、関係資料として他県のモデルケースを参考提示して協議方を願った。

時短の対応について平成4年4月当建産連及び傘下団体では県システム協議会の建議に

より4週6休制の先行実施の申し合わせを行い、その普及を図り現在ほぼ定着、さらに週休2日制が遂次浸透しつつあるのが現状。

本年4月1日から週40時間の完全実施に伴い、全事業にその完全履行が法的に義務づけられている。建設業も対応に迫られこのたび中央システム協議会の場においての申し合わせとして示されたのが「行動計画」である。

本席は、この行動計画を踏まえ県システム協議会としてどう対応していくべきかの協議を行った。

各委員から種々の問題意見も出たが、結論としては労働時間・週休設定には総合工事業と専門工事業とが協力し合い同じ土俵の上で手法の選択の必要性が強調された。

協議の結果、本席で推進活動の基本を定めその申し合わせを行うこととし、「所定労働時間週40時間制移行へ向けての申し合わせ」（案）を提示し、原案のとおり採択することを決め、実行団体である当建産連にこれを申達し適切な措置を講ずるよう申し入れを行うことにした。

》注《 上記の「建設業界が取り組むべき行動計画」並びに本県システム協議会が取り決めの「申し合わせ」は、後段に全文を掲載しました（H. W.）。

### 週所定労働時間40時間制移行に向けての申し合わせ

#### 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会

我々建設業界における労働時間については、平成3年度本協議会において、中央の「建設生産システム合理化推進協議会」が行った申し合わせに基づき「建設業における4週6休制の先

行的実施の申し合わせ」を行うなど、労働時間の短縮を進めてきた。平成9年度からは、労働基準法に基づき、すべての事業所で週所定労働時間40時間が適用されることになり、その円滑な移行を図るため、中央の「建設生産システム合理化推進協議会において、平成9年2月20日「週所定労働時間40時間制移行に向けての建設業界が取り組むべき行動計画」（別添）の申し合わせを行った。本協議会においても、

この申し合わせを高く評価するとともに、**埼玉県建設生産システム合理化推進協議会**実施にあたっては業界が密接な連携のうえに一体となった取り組みが必要であるため、この趣旨の実現に向けて申し合わせを行うとともに、その徹底を図るため、(社)埼玉県建設産業団体連合会に対して、次の措置を講ずるよう申し入れる。



1. 建設業における週所定労働時間40時間制が、確実かつ効果的に実施されるよう、その加盟団体に対して、「週所定労働時間40時間制移行に向けての建設業界が取り組むべき行動計画」（別添）の周知等適切な働きかけを行うこと。
2. 建設業における週所定労働時間40時間制の実行を担保するため、県、市町村等の関係行政機関、発注機関等に対し強く支援、協力を要請すること。
3. 建設業における週所定労働時間40時間制について、広く一般の理解を得るために適切なPR活動を行うこと。

## 建設業界が取り組むべき行動計画

### （中央システム協で行った申し合わせ）

#### 1. 労働時間・週休設定上の対応

週の所定労働時間は、平成9年4月より、40時間とされているところであるが、これを実現する方法としては、完全週休2日制による対応に加え、1日の労働時間を縮減する方法や労働基準法第32条の4に規定される1年単位の変形労働時間制度を活用することなど、別紙に示すとおり様々な対応が可能である。こうした点を踏まえ、一日の所定労働時間と週休の設定においては、建設現場の就労の実態を踏まえて適切に行

うこと。

なお、週所定労働時間40時間への円滑な移行を図るため、変形労働時間制に関しては、休日の振替の弾力化、積雪地域における1週間の労働時間の上限の緩和が行われることとされており、その活用に留意すること。

#### 2. 総合工事業者において構すべき条件整備

1の実施に伴い、総合工事業者は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 工事の受注に当たっては、着工準備期

間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に十分配慮しつつ、週所定労働時間40時間を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積もりを適正に行い、受注すること。

- (2) 工事の発注に当たっては、当該工事の作業特性を踏まえ、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に十分配慮しつつ、週所定労働時間40時間を前提として専門工事業者が施工可能な工期及び請負金額を確保すること。特に、専門工事業者の施工能力等を踏まえ、専門工事業者の必要な休日の確保に支障をきたすことのないように努めること。
- (3) 工事の発注に当たっては、関係専門工事業者に対し、全体及び業種ごとの工期・工程についてあらかじめ十分な説明を行うとともに、天候の変化や資機材の調達状況等に応じて、低いコストと出来る限り短い労働時間で工事を完成させるための工事方法、工事手順、人員、資機材の配置等に係る調整や工期・工程の適切な変更を行い、合理的な休日を1週間の労働時間を設定するための現場における十分な意志疎通、協議調整を行うための場（以下「時短協議会（仮称）」という。）を整備すること。

この協議調整等の場を通じて、関係専門工事業者の労働時間の設定、工程、工事手順の状況を把握し、的確な現場施工体制の構築と適切な工事計画の策定などを通じて、その効率的施工の実現に協力し、関係専門工事業者における労働時間の延長を招かないよう努めること。

- (4) 工事の機械化、工場生産化、新技術・新工法の開発、導入を図るとともに、工程の合理化、効率化等を図ることにより、工事の施工期間の延伸とコストの増嵩を出来る限り抑えること。また、時短協議会を通じた工程の合理化、効率化に資す

る関係専門工事業者からの優れた提案については、積極的に採用するよう努めること。

- (5) 工事着工後において工事計画に変更を生ずることのないよう、正確な工事計画を策定するとともに、これに基づき、的確な工程管理を実施すること。また、悪天候により不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係専門工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を行うとともに、必要に応じ、全体工期等について同様の契約変更に努めること。
- (6) 専門工事業者の労働時間短縮の状況等を的確に評価し、受注業者の選定に反映させること。
- (7) 1の1週間の労働時間と休日（変形労働時間制を導入している場合はその内容）については、就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ(1)から(6)までの事項の趣旨の徹底を図り、関係専門工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

### 3. 専門工事業者において講すべき条件整備

1の実施に伴い、専門工事業者は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 自ら使用する労働者について、週40時間労働時間制の下においても、従前の収入水準の確保に努めるとともに、その業務実態を勘案し、賃金形態の改善等による収入・雇用の安定に努めること。
- (2) 工事の受注に当たっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に十分配慮しつつ、週所定労働時間40時間を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積もりを適正に行い、受注すること。
- (3) 工事の受注に当たっては、時短協議会の協議調整の場に参画し、自ら分担する

工事の工期、工程、施工方法、作業手順、人員、資機材の配置、休日と労働時間の設定等について積極的に提案を行い、十分な協議調整を図ること。

- (4) 時短協議会を通じた施工方法、施工上の工夫、段取り等の提案の活用等を通じて、作業効率、作業密度の向上を図るとともに、工事の機械化、工場生産化等を推進することにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増嵩を出来る限り抑えること。
- (5) 複数の業種の専門工事業者が生産活動に参画する場合においては、相互の休日や労働時間の状況、工程の進行状況等を十分理解し、専門工事業者相互間の円滑な調整等を通じ業種ごとの工程、作業方法、作業手順等を決定し、全体としての効率的な工程の進行を図ること。このため、業種相互の意志疎通、協議調整の場である職長会等の活用を図ること。
- (6) 工事の施工に当たっては、自ら工程について的確な管理を行い、工期を遵守すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、やむを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係総合工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を求めるこ。
- (7) 1の1週間の労働時間と休日（変形労働時間制を導入している場合はその内容）については、就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本行動計画の事項の趣旨の徹底を図り、関係総合工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

#### 4. 建設業において時間短縮に取り組むまでの実施体制

関係する建設業団体は、1から3までの事項を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 1から3までの事項について、速やかに実施に向けて団体としての行動計画の実施に関する申し合わせ等を行うこと。また、申し合わせ等を傘下会員に周知徹底すること。
- (2) (1)の申し合わせ事項等について、マスコミ等を通じ公表するとともに、各種の機会をとらえ、発注者、設計者等を含めた国民各階層に対する積極的PRに努めること。
- (3) 中央及び地方組織において週40時間労働制推進体制を整備すること。また、地方建設生産システム合理化推進協議会等を通じ他団体と密接な連携を図りつつ、地方における他団体との申し合わせ、協定の締結等を促進するとともに、実施状況を的確に把握し、必要に応じ、協力要請を行う等、適切な指導を行うこと。
- (4) 労働時間短縮の状況について、定期に調査を行い、その結果を本協議会に報告すること。
- (5) 本協議会は、(4)の内容を踏まえ、必要に応じ、本行動計画の見直しの検討を行うこと。

#### 5. その他

建設業者の休日、労働時間の設定、工事の段取りの方法については、資材業者など関連する事業者への影響も大きいことから、事前にその内容を十分な周知を行う等他の事業者の活動に支障をきたすことのないよう十分配慮するものとする。



## 『太陽と緑あふれる文化都市・滑川』 をめざして



滑川町長 上野 昇

### 【はじめに】

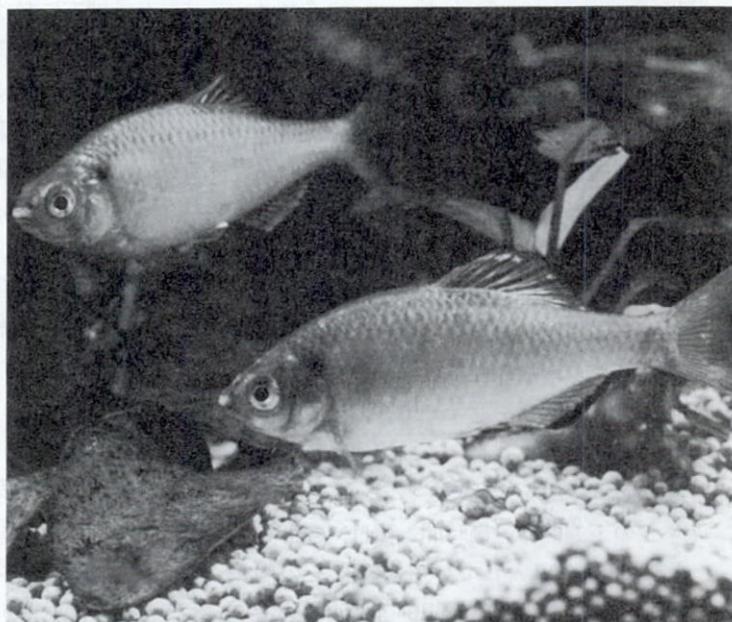
滑川町は、終戦後間もない昭和29年に2カ村の合併で滑川町として産声を上げ、昭和59年に町制を施行しました。

かつての本町は、米・麦・養蚕を中心とする農業が基幹産業でしたが、近年は東武東上線・森林公园駅の開業、国営武藏丘陵森林公园の開園、東松山工業団地の分譲、関越自動車道の東松山・前橋間の開通などによる交通の利便性がよく、首都圏の近郊住宅地として南部を中心に宅地化が進んでいます。

また、文化の面でも注目されています。それは、昭和49年に国の天然記念物に指定された、我が国固有の淡水魚

・ミヤコタナゴの生息が本町のため池で確認されたことです。町では、この貴重なミヤコタナゴを保護するため、さきたま水族館のご協力を得て飼育に取り組む一方、一般の皆さんへ展示公開を行っています。また平成6年から取り組んでいる人口増殖では、昨年春に完成したタナゴ館で、205尾の稚魚を得ることに成功しました。

面積(9.4.1現在)	29.71km <sup>2</sup>
人口(9.4.1現在)	12,481人
一般会計当初予算(9年度)	49億2,000万円



国指定天然記念物ミヤコタナゴ

この人口増殖は、水族館などの専門機関以外での成功例はなく、各方面から注目を集め、大きな話題となりました。このため町では、国営武藏丘陵森林公园があり、ミヤコタナゴのすむ自然の中で、住む人も訪れる人も躍動する「太陽と緑あふれる文化都市・滑川」をスローガンにして4つの目標を定めています。

## 【まちづくり4つの目標】

■教育・文化・レクリエーション都市づくり  
一つめは、「自然にやすらぎ、新たな交流が生まれ、個性的、創造的な人の育つ教育・文化・レクリエーション都市」づくりであります。明日を担う子ども達の教育環境の整備とともに、全ての人が時代に即応した知識や技術を習得し、文化・レクリエーションに親しむ場の充実を図り、学習を通して生きがいや、人と人との交流が展開できるよう、内容のある社会参加の機会拡大に努めています。

平成9年度の主な施策としては、平成8年度から進められている総合運動公園整備事業があります。この事業は生涯にわたりスポーツに親しみ、町民の体力向上と健康増進を積極的に推進するために実施するもので、役場を滑川中学校の間に400メートルトラック（8コース）をはじめ、サッカー場やソフトボール場（2面）、テニスコート（4面）などの多目的運動場の整備で、平成10年度を完成年度としています。

また、平成11年度を目標とする天然記念物整備活用事業があります。主な内容は、ミヤコタナゴの保護・増殖と展示などを目的とした博物館的機能をもつ施設を整備するとともに、将来の生息地を目指すため池とこの施設までのルート整備などを予定しています。9年度については基本設計と実施設計の策定のほか、ルート整備についても一部着手します。

さらに平成9年度は、古くから関東平野を望む眺望点としてしられている二ノ宮山（町の最高峰で海拔131.8メートル）に一昨年に設置した二ノ宮山展望塔の周辺整備を図り、自然一杯の四季折々の風情を町民皆さんに堪能していただく憩いの場づくりを進めます。



## ■ふれあいのある暖かい福祉都市づくり

二つめは、「健康で生きがいのある生活が送れ、ふれあいのある暖かい福祉都市」づくりであります。

全ての町民が、健康で生きがいのある文化的な生活を送ることを大きな目標に掲げ、幸せで生きがいがあり、自ら進んで社会参加できるよう、ふれあいのある地域社会の建設を目指しています。

平成9年度の主な施策としては、滑川町老人保険福祉計画に基づき各種施策を展開するとともに、今年度は特に身体障害者福祉計画の策定を図り、高齢者福祉や乳幼児医療の拡充に努め福祉事業の充実を推進します。

また、昨年12月から運行開始した「ふれあいバス」は、利用者のご意見を基に、今年4月から増便し、大幅なダイヤ改正を行い、さらに利便性の向上を図ります。

## ■利便性の高い人間環境都市づくり

三つめは、「自然との触れ合いにあふれ、都市基盤の整った、利便性の高い人間環境都市」づくりであります。

自然環境に恵まれ、基盤の目のように整然と広がるまち並は、単に美しいばかりでなく、便利で快適な生活を約束してくれます。

その実現のため町では、市街化における開発を適切な規制を行い、秩序ある土地利用を進めるとともに、無秩序な開発を防止し、身近な自然の保護・活用に努めます。

平成9年度の主な施策としては、平成15年度を目標に現在着々と事業を推進している月輪地区土地区画整理事業をはじめ、公共下水道や平成9年度中の一部供用開始を予定している農業集落排水事業の促進のほか、町道104号線の歩道整備や、町道114号線道路改良工事のほか、道路防災総点検も実施し、より快適な住環境の整ったまちづくりを進めます。

## ■魅力と発展性にあふれる産業都市づくり

四つめは、「国際化、成熟化の新しい時代

の中で、自然と共存し、魅力と発展性にあふれる産業都市」づくりであります。

平成9年度の主な施策としては、前年度に引き続き、農業の省力化・近代化に努める一方、順調に生産高を伸ばしている工業についても、新たな企業の誘致を進めるとともに、地場産業の育成強化を図り、地元住民の雇用機会の促進に努めます。また、商業については、若者や周辺地域からも人が集まるように、個性的な専門店街の整備や魅力ある商店街の建設を目指すとともに、森林公园を中心とする観光については、町内の全ての観光資源や産業と連結させ、観光振興体制の確立を進めます。

このような4つの目標を設け、まちづくりに邁進している本町ですが、東武東上線や関越自動車道などの交通の便がよいことから、今後も首都圏のベッドタウンとしての都市化の進展が予想され、目前に迫った21世紀に向けた新たなまちづくりを目指していきたいと考えています。



上空から見た東武東上線・森林公园駅周辺

## 連合会の動き

# 週所定労働時間40時間制移行に向けた 当建産連の申し合わせ

当建産連は3月7日の理事会において、標記に関し下記の趣旨の下に申し合わせを行った。

平成9年2月28日の埼玉県建設生産システム合理化推進協議会よりの申し入れを踏まえ、当建産連は各会員団体とともに下記事項について一層の努力を払い所期の目的が達成できるよう適切に対応していくこととした。

### 記

#### 1. 週40時間制の実施形態等

- (1) 平成9年4月から、週所定労働時間40時間の実施に当たり、完全週休2日制を原則として実施すること。

ただし、特別の事情により、これに依り難い場合は変形労働時間制度等の活用により、あらかじめ休日、労働時間を設定するなど、年間を平均して週40時間以内とすること。

- (2) (1)に定める休日には、工事現場を閉鎖する等により、すべての工事を休止すること。

#### 2. 業界における措置、配慮すべき事項

- (1) 平成9年2月20日「中央協議会」が申し合わせた「週所定労働時間40時間制移行に向けての建設業界が取り組むべき行動計画」を基本とし、それぞれの立場に

おいて、その達成に努めること。

- (2) 週所定労働時間40時間制の実施に伴い、特に日給制労働者の賃金について、従来の水準を確保するとともに、月給制の導入を行うなど、賃金体系の改善により収入及び雇用の安定に努めること。
- (3) 週所定労働時間40時間制の実施に伴い、休日、労働時間の設定等に当たっては、資材業者など関連する事業者に十分配慮すること。

#### 3. 発注者に要請すべき事項

- (1) 工事の平準化と工期の適正な設定を行うこと。
- (2) 週所定労働時間40時間制に見合った設計・積算を行うこと。

### 陳情・要望

当建産連は、「新しい競争の時代」を迎える、公平な競争、取引き秩序の確立と相俟って、4月1日から法定労働時間1週40時間制が命題となったことにより、このたび県並びに市町村等に対し下記事項をそれぞれ要望し、格段の配慮を願う旨の陳情を去る3月24日正・副会長の一一行で行った。

## 記

### ◆ 県知事への要望

1. 景気回復の着実な歩みを図るとともに、公共事業の平準化等による企業経営の健全化、雇用の安定を図るため平成9年度公共事業予算について大幅な前倒し執行を図られるよう御配慮いただきたい。

1. 公共事業の執行に当たっては、週所定労働時間40時間制がはかられるよう、適正な工期の設定、積算について御配慮いただきたい。

1. 地元企業の育成のためできる限り県内企業の参加が得られるよう、入札参加条件の緩和等を含め御配慮いただきたい。

1. 共同企業体による大規模工事については、地元企業の参加が得られるよう御配慮いただきたい。

1. 県外大手企業の受注に係る下請工事については、地元企業の参加が得られるよう御配慮いただきたい。

1. 専門工事（設備、電気、造園並びに測量設計などを含む）等について必要に応じて分離発注を行うなど県内企業に受注の機会が与えられるよう御配慮いただきたい。

### ◆ 市町村長等への要望

1. 国の通達・指針等に沿った設計、積算はもとより、ダンピングの防止、適正な工事施工のため最低制限価格制度の積極的活用を図るなど御配慮いただきたい。

1. 入札制度の適正な運用を図るよう御配慮いただきたい。特に一般競争入札の採用は発注基準等に十分な御配慮をお願いしたい。

1. 工事資材の調達に当たっては、県産品（二次製品を含む）の優先的活用に御配慮いただきたい。例えば、仕様書等に条件明示するなどの御配慮をお願いいたしたい。

## 理事会・委員会

### 広報委員会



1月21日正午から建産連会館1階の特別会議室において、島村会長同席の下で年明け初の広報委員会（松本孔志委員長）を開いて、建産連ニュース第71号の発行について、同第72号の編集案について、ポスター・絵画コンクール及び平成9年カレンダーの処理及び平成9年度における広報・啓発事業等を議題にした。

会議のはじめ松本委員長の挨拶を受けたあと、新任の秋山節委員（埼玉県室内装飾事業協同組合理事長）を紹介、同氏の挨拶を受け、直ちに議事に入る。

まず、建産連ニュース第71号（1月15日付）の発行経過及び主な内容説明を行い、読後感想や意見等を求めた。特に問題発言はなかった。

続いて、4月15日付発行する第72号の編集案を提示し協議を求めた。記事として明示は連載もの又はシリーズものとして取扱うもの以外は、今後の情勢変化によって記事の変更もあり得るとの事前了解を受けた上概略説明を行い、編成案全体構成について了承を得た。

次に、平成8年度ポスター・絵画コンクー

ル及び平成9年カレンダー作成に伴う処理経過については、コンクール入選作品について12月中旬約1週間、県庁第2庁舎渡り廊下に展示し一般に供覧したほか、元日以降は当建産連会館正面玄関ホール壁面に掲示し、来館者の供覧に付した。平成9年度のカレンダーは一部3枚綴で3,000部作成し関係機関、団体、公立各小・中学校(1,257校)にそれぞれ配布して利用に供したなど具体的に説明した。

平成9年度における広報・啓発事業については今後の検討課題をあとに送り、年末先に設置と決めた会館正面に装置した建産連アピール用懸垂幕2流の完成報告を行い最後に次回4月22日開会を決めて散会した。

## 経営合理化委員会



1月29日正午から建産連会館1階特別会議室において経営合理化委員会（関根宏委員長）を島村会長同席の下に開催し、今後の事業推進計画等についてその詰の協議を行った。

今回は、前回申し合わせの委員提案事項をもとに意見交換を行って推進計画の立案を目的とした。

細目協議の前に事務局より当委員会担当事項である①経営基盤強化に関すること、②生産工程改善等生産性の向上に関すること、③企業診断、経営相談に関すること、④請負契約の適正化等に関すること、⑤その他の事項

を柱に提案の取り纏めを行ったものを提示し、その説明を行い、その検討を要請した。

種々意見交換の結果、建産連活動の終局は「元・下関係の適正化」にあることに鑑み、委員会事業そのものの実効性を高めるために他委員会と合議の上計画決定を行うことに同意、当面、菊地平三郎委員（東日本建設業保証株式会社）より表明された同社発行の経営に関する小冊子数種の提供を受け、これを適宜配分し、各団体に配布することを決めて閉会した。

なお、席上島村会長は現行の6委員会制度の見直し、つまり再編を視野に検討する考えを明らかにした。

## 理事会



3月7日正午から建産連会館センター棟2階第1会議室において今年度第5回の理事会を開催し、9年度通常総会開催日程と総会事案である収支決算及び収支予算の各試案に対する了解を取りつけたあと、課題である所定労働時間週40時間制に向けての対応と老朽化の建産連会館設備関係施設の改修問題、県・市町村等に対する9年度予算の前倒し執行等の要望事項などを議題に審議、一連の議事終了後全国建産連の小野専務理事より昨年6月策定の全国建産連将来ビジョンに盛られた中小建設産業の取り巻く現状と対応策を約1時間にわたる解説を含めた講義を受けた。

### 【議事の経過】

冒頭島村会長の挨拶後直ちに議事に入り、議題順に事務局より説明。

まず、議題1の平成9年度通常総会については、開催日を6月13日（金）午後4時開会、会場は前回同様建設会館センター棟2階の第1会議室とし、約1時間で議了、その後の懇親パーティ開催について時局柄実施すべきか否かをまず問うた。意見交換の結果、特に開催時間を午後の5時に設定し実施することで合意された。

注) その後来賓及び会場の都合等により6月11日（水）午後4時から（懇談会は5時から）浦和東武ホテル2階天平の間で実施する案に変更された。

次いで議題2の平成8年度事業報告及び平成9年度事業計画作成試案と議題3平成8年度収支決算及び平成9年度収支予算作成試案を一括説明して質疑を受けた。その結果特に異議なく原案作成へ向けた承認された。

議題4の所定労働時間週40時間制移行への対応については、去る2月29日の埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の場で行われた同協議会申し合わせをもって当建産連にその取り組み方申し入れに対するものである。論議を前に事務局より去る2月20日中央システム協議会が議決の「建設業が取り組むべき行動計画」の趣旨内容を説明の上意見交換を求めた（関連記事本誌別項「埼玉システム協の動き」参照）。

当建産連加盟各団体では、週休2日制（週40時間）は事務方においてはほぼ定着しているが、問題は現場である。本年4月1日から完全履行に移行が法的に定まった上は、何らかの方策をたてる必要があるということが共通の意見であった。

こうした意見の下に当建産連は、1週40時間制に向け具体的な取り組みについての申し合わせを行い実施に移すことを了承した（詳細は本誌別項「連合会の動き(2)」参照）。

議題5の建産連会館の設備施設の改修については、建設以来15年を経過、特に冷暖房施設の老朽化が顕著で全面改修が必要であることから既に管理運営委員会にて技術部会を設け、具体的検討を行っているが、これまでの工費等試算では1億数千万円が必要とされ、本年度早期着工とすれば、金融機関からの借入金を念頭に予算化の必要があるとして意見を求めた。

その結果、全面改修を前提に実施計画及び積算等十分協議のうえ実施に移すことにして合意した。一方、工事の時期は施設の利用面から9年度予算確定（6月総会）の前に着工する必要があるとして事前着工の了承を得た。

議題6の県・市町村等に対する平成9年度予算の前倒し執行等の要望は、公共工事発注の平準化、週40時間制に配慮した適正工期の設定と設計・積算への配慮、県内企業の入札参加機会の拡大（入札参加条件の緩和等）、大規模工事にT.V制を拡大県内企業参加への配慮と工事の下請及び資器材調達に地元企業の優先活用等、殊に市町村に対しては、最低制限価格等の積極的活用によるダンピングの防止、専門工事（電気、空調設備、造園等）については必要に応じ分離発注による受注機会の拡大などを要望事項に掲げた。なお、本要望は9年度予算成立期をまつて3月中に行うこととした。

議事終了後事務局報告などを受けた。



## 連載

# 埼玉が生んだ著名な人物伝 その9

## 井上伝藏

### —秩父事件の眞の指導者—

間仁田 勝

一時的にしろ秩父に自治郷を形成、時の政府を驚かせ軍隊まで出動させた秩父事件、自由民権運動に目覚め、秩父自由党の党首として困国民党を結成、そのリーダーとして田代栄助を招聘するなど秩父事件の事実上の指導者であった吉田町出身の井上伝藏について記す。

#### 1. 出 生

井上伝藏は、安政元年（1854）6月26日、組頭井上類之助の次男として、秩父郡下吉田村（今の吉田町）に生まれる。

名は治作といい、伝藏は後に養子縁組により改名した名であった。

始祖は鉢形城主北条氏邦の家老であった井上光英の分家で吉田代官を勤めた井上織部助であった。徳川家康の関東入国後は名主をつとめていた。

治作11歳の元治元年（1864）6月11日、分家である丸井井上家の戸主井上伝藏が20歳の若さで急逝したため、治作が父類之助の後見のもと、その跡を継ぐこととなった。

丸井井上家は、代々商売を営む家で屋号を丸井と称し、徳川時代には江戸城の御用商人として栄え、最盛期には江戸日本橋に出店を構えたほどであった。

父の類之助は先代伝藏の弟で、丸井井上家から本家に養子に入った者で、治作は父の実家に養子にいったわけである。

この家の戸主は代々伝藏を襲名することから、治作も伝藏と名乗った。



蜂起当時の井上伝藏

#### 2. 結 婚

伝藏の店は大変繁盛し、大衆の信望は非常に厚く、祭礼等の取り仕切りや、農民の頼母子講の世話など、様々な面で井上耕地の総代役的立場となり、明治10年代には、下吉田村戸長役場筆生なども努めるようになった。

生活は裕福となり、時間的にも余裕ができる

ようになると、伝藏も商売のかたわら、義太夫、三味線、芝居などに興味を覚えるようになつていった。

特に、連歌や俳諧の手解きを受けた小鹿野町の医師飯田震斎には晩年の弟子として大いに可愛がられたといふ。

そんななか、伝藏は一人の女性を知ることとなつた。

浅草鳥塚の花街の女、おこまであった。

伝藏は、このおこまを深く愛し、結婚を考えたが容易なものではなく、思案の末、かつて世話になり可愛がってもらった震斎に話を持ち込むこととした。

震斎はすでに他界していたが、夫人が真剣に相談にのってくれた。

夫人の努力により、おこまは震斎の未亡人飯田つまの養女とし、しばらく飯田の家で行儀見習いをさせてから嫁がせることとなつた。

1年後の明治8年、伝藏は念願の飯田こまを妻に迎えた。伝藏22歳の年であった。

### 3. 秩父自由党の幹事となる

幕末の安政年間には、横浜の開港により生糸の値段が急激に上昇し、生糸を横浜に運べば帰りには同じ目方の金が運んでこられたといふ。秩父もこの景気に煽られた。

生糸の値段が良くなるにつれ斜面の畑にまで桑の木が植えられ、養蚕は急激に盛んになり、多量に生糸生産がなされるようになった。

しかも、明治13年頃には養蚕は大当たり、生糸の値段も円当り18匁という高値をよんだ。

幕末から明治の初期にかけては好景気の連続で、秩父にとって最良の時期であった。

ところが、明治16年になると円当り33匁と生糸が下落、反対に米の値段は2~3倍に暴騰、その上、秩父地域での養蚕は不作となり、秩父は火が消えたようになつた。

自給自足できない農民は食料にさえ事欠くようになつた。

これに加えて地方税の増額、秩父新道建設

に対しての人夫の協力、道路費の各戸への割り当てなど不景気の波は大きく覆い被さるようになり、農民達は現金の必要性から仕方なく高利貸の門を叩いた。

返すあてのない借金であるので、唯一の担保である土地も物品もとられ、夜逃げする者も現れるようになった。

こんな明治17年2月、東京から自由党の大井憲太郎が秩父にきて講演をしていった。

これを契機に、まず当時20歳の青年である日野沢村の村上泰治ら20名が自由党入党、秩父自由党が結成され、その幹事（党首）に村上泰治が補された。

伝藏も商用で上京する中、いつしか板垣退助の主唱する自由民権思想に共感するようになり、上京のおりには自由党の本部である静寧館に足繁く通うようになつた。

また、大井憲太郎や村上泰治とも親しく付き合うようになり、17年5月に自由党入党、そして6月には村上の病死により、伝藏が秩父自由党の幹事となつた。

### 4. 国民党の設立と田代栄助の招聘

農民達は、こんな苦しい生活の中からも来るべき養蚕の豊作を願い必死に頑張っていたが、期待に反し、17年の春蚕は平年の6割出来で、生糸の値段も通年の半値であった。

農民達は次第に不満を持つようになり、借金の年賦返済要望が話し合われ、盛んに集団による高利貸しへの陳情が行われるようになった。

伝藏らもこの現状を見過ごせず農民達の相談にのるようになり、秩父自由党員の主催による集会も開かれるようになった。その最大の集会が17年9月6日の150名が集まつた粟野山の会合であった。結果として、警察の知るところとなり解散させられてしまったが、運動はなお一層燃え上がつた。

一方、高利貸し側も団結し、裁判所に訴え、支払い命令の提出に成功し、負債者に命令書

が送られてきた。

伝藏ら幹部は最後の決断を下すこととなり、ついに困国民党を結成することとした。

秩父自由党の幹事である伝藏は、秩父自由党と困国民党との一線を画することとし、困国民党のリーダー（総理）として侠客である田代栄助を担ぎ出すこととした。

田代栄助は、名主田代源左衛門の3男として生まれ、大宮郷（今の秩父市）近辺では子分を200人ほども持つ町の顔役で、貸借その他の事件にはいつも仲裁を買って出るなど、リーダーとしては最適の人物であった。

田代栄助を総理に迎えた困国民党は、まず、運動の目標を①借金の10年据置き、40ヵ年年賦返済、②学校費の軽減、③雑収税及び村費の減免等と定め、それぞれ、関係機関に請願することとした。

しかしながら、この請願は不成功に終り、ついに高利貸しの打ち壊しや証書等の焼き捨てに出る以外に道なしと決し、明治17年10月12日、下吉田村の伝藏宅に幹部10余人が集まり、基本方針と蜂起の日を決定した。

その際、田代と伝藏は合法的に運動すべきであるとともに、関東甲信越にいる同志の同時蜂起とし、それまで待つべきであると主張したが受け入れられず、11月1日の蜂起が決定されたという。

## 5. 決行前夜

伝藏は、農民達の一触即発の状況からみて、蜂起の日まで何が起こるか心配でならなかつた。

決起の前日の朝、秩父郡白鳥村風布の金比羅山にのろしがあがり、夕刻、その風布の群衆が下田野村に押し出したところを警官に取り押さえられたとの知らせが入った。

午後8時頃になると金伏峠で発砲があり、続いて城峯山にも発砲があった。かねてからの打ち合せによる吉田町の椋神社への集合の合図であった。

また、11時30分頃には上日野沢村門平の党員が金崎村の高利貸しや質屋を襲った。

この報により警察官が招集されることとなつた。

田代とともに慎重論を唱えていた伝藏にとって、この方向は望んでいた方向ではなかつたが、日頃より事實上の指導者と目されている伝藏としては、やむをえざる成り行きと覺悟せざるを得なかつた。

伝藏は、家を出るに当たって姉夫婦に「私は、私の係累の代表として出掛ける。だから他の者は一人も出てくれるな。私一人で良い。それが私の最後の頼みだ。私のいなくなった後、父母のことはよろしく頼みます。私が出なければ裏切り者となり、群衆に殺されてしまう。同志の方々にも顔向けが出来ないし、誠に不名誉な話だ。どうしても見てはいられない。後を頼む。」と最後の言葉を残し立していった。

一部の指導者達からは伝藏の心とは異なり「各戸においては40歳までの男子は必ず1人武器を持って参集せよ」との呼び出しが何回も繰り返し出されていたのであった。

## 6. 蜂 起

11月1日、吉田町の椋神社の境内に約3,000人が集結した。

田代栄助は炊き出しさせた夕食をとらせた後、かがり火を焚かせ、両脇に伝藏らを控えさせ、自らは社殿の前に立ち、5ヵ条の軍律を読み上げた。

第1条 私に金品を略奪する者は斬る

第2条 女色を犯す者は斬る

第3条 酒宴を為したる者は斬る

第4条 私の遺恨を以て放火その他乱暴を為したる者は斬る

第5条 指揮者の命令に違背し私に事を為したる者は斬る

いよいよ、決行である。

一同は、甲乙2大隊に別れ進軍、途中高利

貸しや上吉田村役場などを襲撃後、小鹿野町の諏訪神社に再び集結、その日はそこで露営した。

翌2日、夜の明けるのを待って出発、下小鹿野村を経て赤平川を渡り、午前11時頃小鹿坂峠の音楽寺に達した。えんえん長蛇のごとく続く大縦隊であった。

音楽寺からは大宮郷（今の秩父市）は一望のうちにあり、眼下に見下ろせた。

峠を降りて竹之鼻の渡し（今の秩父公園橋）で荒川を越えれば大宮郷である。

午前11時、今やおそしと待ち構えていた群集はこの音楽寺の吊り鐘の乱打を合図に、ホラ貝を拭き鳴らし、気勢を上げ、一気に坂を降り大宮郷になだれ込み、秩父郡役所や警察署などを急襲した。

ところが、大宮郷にいた秩父郡役所や大宮治安裁判所の役人や警察官達はいつのまにやら何処へか逃げ去ってしまったのである。

困民党は秩父盆地を全く無傷で完全に占領してしまった。

その時、大宮郷に集合した群集はその数7～8千人と称された。

困民軍は郡役所を占拠し、そこに本営を置いた。

一時的とはいえ、秩父の首邑大宮郷に『自治の郷』をつくりあげたのであった。

## 7. 政府軍の出動により敗退

この報は県から内務卿山県有朋に知られ、明治天皇まで上奏された。

政府は、早速閣議を開催し憲兵派遣を決定、陸軍卿西郷従道に出動を命じた。

伝藏らは、3日の早朝、軍議を開き、兵を3大隊に分ける警備体制を定め、甲隊は大野原に、乙隊は竹之鼻の渡しに、そして丙隊は大宮郷にと、それぞれ配備を決定したが、陣に着く前に、政府軍が吉田方面に進出したとの誤報による甲乙両隊の独断的な行動によって、軍議とは掛け離れた配備となってしまっ



集結した吉田町の棕神社



音楽寺の吊り鐘

た。

この頃には東京憲兵第一小隊が寄居に到着しており、すでに寄居、飯能、八幡山、小川等、秩父から平野への進出口はすべて政府軍によって閉鎖されてしまっていた。

伝藏らは、政府軍を迎撃つため本陣を皆野に移した。

困民軍は各所で攻め寄せる憲兵隊を相手に善戦していたが、4日夕刻に平田大尉率いる鎮台兵第三連隊第三中隊の約70名が到着するや本事件最大といわれる激戦の末、壊滅させられてしまった。

4日、困民軍の本部は解体、その多くは山中に逃亡したが、菊池貴平を指揮者とする一隊は矢久峠を越え長野県佐久郡で再起を図っていたが、9日高崎鎮台兵第一中隊により平定され、困民軍は敗走、秩父事件は完全に終結された。

5日午前5時、当時の吉田県令は山県内務

郷に「我兵大勝利」と打電している。

この時、秩父周辺に配備された政府軍は、鎮台兵1中隊、憲兵3小隊、警官430名の大勢力であったといわれている。秩父蜂起は重大な国事であったのである。

## 8. 敗走、北海道へ

皆野の本陣を脱出した伝藏らは荒川沿を歩き、紅葉の色濃くなった小鹿坂峠に出た。

そこからみた大宮郷もすでに政府軍に占領されている模様であることから本營を捨て、奥秩父に逃げ込むこととし、長尾根（今の秩父ミューズパーク）の台上を尾根伝いに走り、長留村神原で今後の再会を期して別れた。

伝藏はその後、武甲山の岩窟で一夜を過ごした後、翌日夜、雨の中を故郷の下吉田村に戻り、7日早朝、運を天に任せ、閑耕地の齊藤新左衛門の玄関を叩いた。

「ご存じの通り暴徒の逃げ去りです。殺すとも訴え出るとも、お任せ致します」というと、新左衛門は暫く伝藏の顔を眺めていたが、そっと土蔵に案内した。

伝藏は涙の出るほど嬉しかった。伝藏の家とは目と鼻の位置にあり、密かに知られたのは伝藏の家族も喜び、新左衛門の行為に深く感謝したという。

伝藏は、この土蔵に2年ほど潜んでいたが、新左衛門や家族にかける迷惑と生涯人目を忍ぶ生活に耐えかねて、明治19年秋、家族に別れを告げ、夜陰にまぎれて秩父を脱出、新潟、宇都宮を経て、一時仙台に居したが、20年に北海道石狩の開拓に伊藤房次郎と名を変え応募し渡道した。

明治25年には、檜山郡江差町の親娘ほど年の違う16歳の高浜ミキと結婚した。その時、伝藏は39歳であった。

子供も3男3女と恵まれ、代書業とともに文具店を営みながら、余暇には俳諧をいそしむなど、伊藤房次郎として、安泰した後半生を過ごしていたが、持病の腎臓病に膀胱結石

を発し入院、、大正7年6月23日、家族に見守られながら、札幌市の病院で65歳のその波乱にとんだ生涯を閉じた。

伝藏は、入院してまもなく、妻ミキと長男洋を枕元に呼び、秘められた過去を話し、最後に「我が一命あらん限り軽々しく自由を捨てるわけには行かぬ、万一自分が再度の挙兵を企画する機会はなくとも、同志の誰かが大義の旗を樹てるに違いないから、その時まではこの体を傷付けるわけにいかなかった。」と胸の内をたんたんと話したという。

墓地は北海道北見市の聖徳寺で、法号は彰神院釈重誓居士であった。

## 9. 故郷に帰る

国民党軍は信州八ヶ岳山麓で壊滅するまでの9日間果敢に戦い続けた。

検挙者は逮捕された者380名、自首した者3,238名、と合計3,618名に及んだ。裁判は異例の早さで行われ、296名が重罪に問われ、その内7名が死刑となった。

田代栄助も11月14日、山中に潜んでいるところを逮捕され、5月17日に処刑された。

伝藏もまた欠席裁判で死刑の宣告を受けたが、政府方にはその行方はようとしてわからず、伝藏の弟の英作に7円、義兄の井上豊作に2円の罰金が課せられた。

現在、吉田町の井上伝藏の屋敷跡は畠となっており、そこに顯彰の意味での立看板とそのかたわらに井上家の守り神である地蔵尊がひっそりと立っている。

また、この屋敷跡から少しほなれた畠の中に伝藏の墓がある。

北海道から分骨して持ってきたもので、故郷での法号は覚翁良心居士であった。

〔参考文献〕『秩父風』（小池喜孝著）

『秩父困民軍会計長井井上伝藏』

（新井佐次郎著）

『井上伝藏』（北栄著）『埼玉県史』

## 告 知 板

### 県の行政組織 改正について

#### ～現行の11部制を9部体制に改組～

県は、行政需要の変化に弾力的、機動的に対応していくため、このたび大幅な組織の改編を含む組織改正を行い、4月1日より実施に移すこととした。

このたびの改正では、従来の11部制を9部制とし、そのもとで本庁では12課を新設し、14課を廃止して全体で103課とした。また、出先機関では29所を新設し、57所を廃止して全体で197所とした。

#### 部制の改組再編

現行の11部制を9部制とすることについては、現行の企画財政部、総務部を再編し「総合政策部」と「総務部」に改編、現行の県民部と環境部を改組、「環境生活部」に一元化、また、現行の商工部と労働部を「労働商工部」として統合強化のほか現行の生活福祉部の名称を「福祉部」と改称、性格の明確化を図った。

改正の9部体制は、次のとおりである。

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 総合政策部 | 2. 総務部   |
| 3. 環境生活部 | 4. 福祉部   |
| 5. 衛生部   | 6. 商工労働部 |
| 7. 農林部   | 8. 土木部   |
| 9. 住宅都市部 |          |

#### 【主な新設課所】

- ・現行の企画財政部内の企画総務課及び企画調整課を廃止し、新たに「政策調整課」、「総合計画課」及び「政策調査室長」を設置して総合的な政策形成機能の充実強化を図った。

- ・現行の総務部内の地域総務課及び地域政策課を廃止し、「まちづくり支援課」を新設して市町村に対する総合調整機能や総合的な相談機能を強化することにより、市町村支援体制の充実を図った。
- ・現行の県民部内の県民センター（8ヵ所）を廃止し、新たに彩の国地域創造プランにおける5つの複合都市圏ごとに「地域総合センター（中央、西部、東部、北部、秩父）」を設置し、複合都市圏ごとの地域の振興を図ることとした。
- ・貴重な緑を保全するとともに、都市緑地等の整備を一体的に推進するため「緑政課」を新設。
- ・情報公開事務と県政情報提供事務等を一元化して県政情報を積極的に公開、提供するため「県政情報センター」を新設。
- ・不法投棄、野焼き等の廃棄物問題に迅速に対応するために西部環境管理事務所に「東松山支所」を、また、東部環境管理事務所に「越谷支所」を新設。
- ・産業振興と雇用機会の創出政策を一体化し、県内産業の振興と県民の雇用の安定を図るため「雇用政策監」及び「労働産業企画課」を新設。
- ・福祉事務所と保健所の連携を強化し、福祉と保健・医療を通じた総合的サービスを提供するため「福祉保健センター」（10箇所）を設置。
- ・社会福祉施設に対する監査体制を充実強化するため、現行の福祉施設監査員制を廃止し、「福祉施設監査監」及び「監査指導室長」を設置。
- ・平成16年開催の第59回国民体育大会を視野に入れ、本格的な準備に着手するため教育局所掌の準備事務を移管、知事部局に「国体準備室」を新設。

## 主な本庁、出先機関の統廃合

簡素で効率的な組織化を目指し、本庁及び出先機関の統廃合を行った。

### ★廃止するもの（カッコ内は現行部局）

- ・情報管理課（企画財政部）・高齢社会対策課（生活福祉部）・都市政策課及びさいたまアリーナ監理運営準備室長（住宅都市部）
- ・労働企画室長（労働部）・農業水利再編整備室長（農林部）・財務情報管理室長（出納局）及び出納事務所10箇所・県民センター（県民部）8箇所（浦和、川越、東松山、秩父、本庄、熊谷、行田、春日部）・消費生活センター（県民部）4箇所（大宮、熊谷、川越、春日部）、寄居保健所（衛生部）

### ★統廃合するもの

- ・農林事務所7箇所のうち3箇所（川越、東松山、行田）と地域農業改良普及センター10箇所のうち4箇所（川越、東松山、行田、飯能）及び土地改良事務所6箇所のうち2箇所（川越、加須）を統合し、「農林振興センター」3箇所（川越、東松山、加須）を設置
- ・畜産試験場と養鶏試験場を統合し、現在の畜産試験場地内に「畜産センター」を設置した。

## 県人事異動

（4月1日付）

県は、4月1日付で大規模な組織改編を行ったため異動件数は、役付・一般職員合わせて4,190人と過去最高となった。

主な新任職は、次のとおりである。

（略敬称）

- ・総合政策部長武田茂夫・環境生活部長桐川卓雄・労働商工部長平田勲。

### 〔土木部関係〕

- ・部長小池久・次長日向敬之・建設管理監田村起一・参事兼河川課長近藤雅彦・土木総務課長村松義規・用地課長毛須征弘・道路管理課長篠原紀光・ダム砂防課長尾崎邦夫・主席

工事検査員小松帝一。

- ・浦和土木事務所長小峰邦亮・秩父同所長吉田正保・越谷同所長信原幸男・飯能同所長竹内甫・杉戸同所長北村政夫・皆野寄居バイパス建設所長中村繁明・南部河川改修所長前田猛彦・合角ダム建設所長八木力夫・大野ダム建設所長安藤守昭・建設技術試験所長長孝弘。

### 〔住宅都市部関係〕

- ・次長荒金豊久・同稻村武・新都心建設副局長佐野茂夫・同関根嘉夫・参事兼都市整備課長小林卓爾・住宅総務課長青山茂男・下水道課長新井正明・開発指導課長青鹿良雄・建築指導課主席工事検査員長谷川輝彦・住宅管理課課長中村一巖・營繕課長栗田清彦・新都心企画課長坂口護・同基盤整備課長松尾一俊・同事業調整室長白倉崇。

- ・伊奈新都心建設所長島ノ江誠・北部公園建設所長荻原純夫・浦和公園所長戸川紘夫・荒川左岸下水道所長小谷野訓一・荒川右岸同所長金室満・中川同所長中篠博一・營繕工事所長清水儀久。

### 〔農林部関係〕

- ・次長大橋達雄・同吉沢祥匡・川越農林振興センター所長星野栄太郎・東松山同所長田口博・秩父同所長引田昇・加須同所長栗原知彦・花植木センター所長林良夫・林務課長玉井武俊・農村整備課長谷内功。

### 〔企業局関係〕

- ・企業局長原口文夫・水道部参事兼水道施設課長新井一・建設部長荒木邦男・同部開発計画課長永島功・同電気課長志田俊一・副参事兼任主任工事検査員松井泰造・大久保浄水場長秋田剛・庄和浄水場長山口勇・新三郷浄水場長清水健雄・柿木浄水場長市塚秀孝・発電総合事務所長鯨井貞夫。

### 〔県公社関係〕

- ・道路公社理事長喜多河信介・同公社技師長兼建設部長宮崎正紀・下水道公社理事長斎藤誠・同公社副理事長奈良井武・土地開発公社技師長柴征一郎・河川公常務理事佐藤幹生。

## 建産連会館入居団体の移動

### ① 会館外移転団体

埼玉県鉄構業協同組合（8年12月29日）

(社)埼玉県宅地建物取引業協会

（3月末日）

### ② 館内移動団体（5月以降）

(社)埼玉県電業協会（6F→5F）

### ③ 新規入居団体（5月以降）

埼玉県地質調査業協会（6F）

(社)日本補償コンサルタント関東支部埼玉  
県部会（4F）

## 退会各員

埼玉県鉄構業協同組合（渡辺健市理事長）  
は、3月31日付で本連合会を脱退した。

## 記事休載のお断り

企画シリーズ・県内文化遺産めぐり「埋蔵  
文化財関連史跡探訪」は、都合により本号は  
休載、次号より継続いたします。

本誌掲載価格は、積算に直接使用されます。



建設物価／臨時増刊

## 土木コスト情報

季刊誌 —市場単価方式による—

□年間購読料／12,000円（税込・△共）

〔春(4月)・夏(7月)・秋(10月)・冬(1月)〕

●B5判／340頁 ●3,400円（税込）

毎月  
一日発行

## 月刊 建設物価

実態調査による総合物価版!!

■建設資材価格・工事費・労務費・運賃  
●B5判／900ページ●定価3,800円（税込）  
■年間購読料／<毎月・年12冊>37,200円（税込）  
(1月・7月発行の臨時増刊号／速報版／送料サービス)

■建築・設備工事の施工単価と見積り実例の画期的な総合誌！

建設物価  
／臨時増刊

## 建築と設備 コスト情報

仮設から外構工事まで、豊富なコスト情報！

●本誌の特色●

- \*実例による我が国唯一のコストプランニング資料
- \*工事費／建築工事・施工単価推移表／建築着工統計による単価の推移。
- \*建築・設備工事施工単価／見積り実例。
- \*上期／2月刊 下期／8月刊●B5判／730ページ●定価4,600円（税込）
- 年間購読料／上・下期年2冊>8,200円（税込・△共）

## 財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジタービル)

業務部業務一課 ☎ 03-3663-8761(代)

FAX 03-3663-8768

## 建産連だより

### －会員団体の動静－

#### 「契約保証」をご利用ください

東日本建設業保証(株)埼玉支店

平成9年4月より、浦和市をはじめ県内の多くの市町村において、県発注工事と同様に新しい履行保証制度がスタートしました。

金銭的保証の要求には、前払金保証と併せて当社の「契約保証」をご利用になると便利です。

落札～請負契約締結～  
前払金請求までの流れ

- ① 落札
- ↓
- ② 契約保証・前払金保証申込  
(貴社→保証会社)
- ↓
- ③ 契約保証証書・前払金保証証書発行  
(保証会社→貴社)
- ↓
- ④ 発注者へ契約保証証書提出  
(貴社→発注者)
- ↓
- ⑤ 請負契約締結  
(貴社と発注者)

- ⑥ 前払金請求 [ 発注者へ前払金請求書、  
前払金保証証書を提出 ]  
(貴社→発注者)

詳しいことは、下記へお問い合わせください。

[問い合わせ先]

東日本建設業保証(株)埼玉支店

T E L 048-861-8885

F A X 048-861-6712

#### C A D 講習会の開催

(社)埼玉県電業協会

当協会企業対策委員会は、近年の高度情報化社会においてコンピューターによる情報処理技術の活用として代表的なC A D講習会を企画し、去る2月24日(月)埼玉建産連会館大ホールにおいて59名の出席を得て開催されました。当協会ではC A Dについて、平成2年2月に「C A Dの導入について」の講習会を行っており、今回は「理論」より「実習」を主体として、代表的企業4社「(株)ダイテック・中電コンピューターサービス(株)・富士通(株)・デザインオートメーション(株)」に説明等をお願いして開催しました。

講習会は、最初に受講者を4ブロックに別けて各社が自社製品の特徴等を30分間同時説明し、受講者が一巡して各社の説明を受け、1時間20分経過後、後半の1時間40分間は受講者がフリーに各ブロックで受講する形で行われました。当協会の講習会としては、珍しく女子職員の出席が多く、受講者は、会社を代表して参加し、今後の業務に有効に活用したいとの自覚のもとに熱心にハードを動かし、

質問して最後まで真剣な受講が行われ、本当に有意義な講習会となりました。

## 新規事業に積極的に挑戦

埼玉県電気工事工業組合

当工業組合は、依然として続く経済不況の中にあって、これらに屈することなく、変化する新たな状況に適応すべく、新規事業へ積極的に挑戦し、組合員のニーズに的確に対応したいとの強い願いを込めて平成9年度以降、特に次の事項について重点志向し諸準備に着手しているところである。

第1に、これまで技術集団としての技能の向上と人材の育成を図ることに主眼をおいて認定職業訓練を独自に計画して、体制を維持整備して来たが、本年は、本訓練に更に「光ファイバーケーブル接続講習」、「小型移動式クレーン運転技能講習」及び「玉掛け技能訓練」を新規に増設して、全部で16コースを4月から開始する。

第2に、世はまさにコンピューターを駆使しての情報化時代、日進月歩する技術革新により、このままであれば、時代から取り残されてしまう状況にある。このような中、本年以降数年をかけて、組合運営のより効率化並びに事務処理の迅速化を図り、組合全体の向上と組合員の要求に的確に応えられるよう、組合の情報化の推進について検討を重ねて來たところである。これに対して埼玉県中小企業団体中央会から、当組合が実施する「組合情報化促進企画調査事業」について、助成をいただくことになり、早速、昨年の12月3日、情報処理委員会を発足させ、同日、小沢浩二担当副理事長、加藤末勝委員長、岡村一巳副

委員長、委員12名を選出して初委員会を開催した。開始に当たり、小沢担当副理事長から、組合と組合員のためにどのようになしたら良いかを踏まえて各委員が一丸となって本事業に取り組んではしいと挨拶。また、加藤委員長も、選ばれた以上、各委員の全面的なご支援とご協力を得て必ずや成功させるよう頑張たいと力強く挨拶した。この後、本事業について、お手伝いをしていただく大塚商会から各委員に対する知識習得のために臨時に機器を設置して、インターネットによる場面を提示しながらセミナーを実施した。

本年1月17日には、第2回目の委員会を開催し、大塚商会から最新のインターネットの方向性、利用技術、電子商取引、組合が構築するシステム、今後の進め方等について、パソコン機器と大型のスクリーンを駆使して具体的に説明した。セミナーの後各委員から質問が相次ぎ、パソコンの機種選定、インターネットの運営要領等について建設的な意見交換を実施した。この事業を段階的に推進して、近い将来には、組合員全体がインターネットで結ばれ情報化時代にふさわしい組合運営をねらいとしているところである。

なお、3月28日には、第3回目の委員会を予定しており、着々と準備を進めている。

## 事業経過報告会で 『交通安全宣言』

埼玉県環境安全施設協会

協会は、会員に事業の推進状況を理解してもらうため、毎月『埼環協だより』を発行しておりますが、それらを総括する事業経過報告会を毎年1月に開催してきました。

本年も1月22日に8年度事業経過報告会を大宮市内で開催し、平成8年の最重要行動目標であった（交通事故死者）を年間390人以下に抑えるための「390作戦」を全会員が一致して、広報・啓発等の街頭ボランティア、ポスター、ステッカー作戦など強力に推進しました。結果は403人と目標達成できませんでしたが、前年より55名も減少したことを評価、交通安全施設の専門業界として、交通事故の撲滅を期して「390作戦」を本年も強力に実施し、魅力ある彩の国さいたまの道路環境安全に尽力することを誓い【交通安全宣言】を全会一致で採択したのであります。

## 平成8年度 第2回会員懇談会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当協会は、去る1月27日、大宮市内東天紅に於て、標記懇談会を開催しました。

この懇談会には、関東地方本部より横田充穂関東組織委員長（兼埼玉県支部長）が出席し、関東地方本部、埼玉県支部の現況や、NTT関東との連絡打合せ会等につき説明がありました。また本部より肥土健一専務理事が出席され、保険事業につき加入要請がありました。

このあと賀詞交歓会を開催しました。本会には、関連団体から(社)埼玉県電業協会吉村克昌副会長、(社)埼玉県建築設計監理協会高岡敏夫会長、埼玉県設備設計事務所協会渡辺健治郎会長、埼玉県電気工事工業組合大曾根正男理事長、NTTからは、埼玉通信機器営業支店佐藤洋支店長、埼玉支店法人事業部高橋幸

二担当部長、賛助会員として、富士通(株)関東支社黒澤重治通信営業部長他多数の出席があり、盛会裡に終了しました。

## 大競争時代に向かって 塗装工事業ビジョン策定

日本塗装工業会埼玉県支部

「新しい競争の時代」の到来に対応して、21世紀に向けて建設産業に対する国民の信頼を確立するとともに、建設産業に生じている不安と戸惑いを払拭するため、1995年4月「建設産業政策大綱」が策定され、この「大綱」に基づき各業界がそれぞれの「ビジョン」作りに入った。

(社)日本塗装工業会では、1987年3月「21世紀への建設塗装産業ビジョン」を作成し、1996年の建設塗装産業を予測した。

この「ビジョン」の予測によると

- ① 建設塗装産業の中に他産業からの参入が盛んになる。
- ② 建設ストックの増加により、リフォーム工事・塗り替え需要が増大する。
- ③ 建設工事の高級化・多様化の促進により塗装材料の進歩や技術開発が図られ品質が向上する。
- ④ 現場労働生産性の向上が図られ塗装工事が建設仕上げ工事をリードする。

となっている。

①②③の予測については、ほぼ的中しているが④については、不幸にして的中しなかった。即ち、現場労働生産性は期待したほど向上しなかったし、塗装工事が仕上げ工事をリードする立場にもなっていない。

この原因は、予測不可能な外的要因が多々

あったにせよ、もっとも大きな原因は、業界および各企業の自助努力の不足に起因するものと思われる。

この点を反省し、今回の「ビジョン」作成に当たっては、単なる予測ではなく、(社)日本塗装工業の会員が努力すれば実現可能な2005年(10年後)の具体的姿を書き、これを「ビジョン」の骨子とした。即ち

- ① 多くの会員が塗装業から総合仕上げ工事業への展開を図る。
- ② 全会員の完成工事高の総計を1995年の約2倍の2兆円にする。
- ③ 現場労働生産性を1995年より30%向上させる。
- ④ 全技能者の10%を女性技能者にする。

以上のように具体的な数字を示して「大競争時代に向かって」と題する「塗装工事業ビジョン」を作成し、更にその上で作成したその日から「ビジョン」実現に向かって、力強く第一步を踏み出すことにした。

## 防火塗装材料の施工仕様 の変更について

埼玉県室内装飾事業協同組合

平成8年6月に防火壁装材料の認定条件が大幅に変更認可され、各品目の壁紙とも級種の増加が認められるなど、多様な商品設計が行えるようになりました。

この認可の際に、施工仕様に新たな「壁紙の張り替え作業を容易にするため、張り下地の表面にシーラー処理を施す。」ということが付け加えられるようになりました。

壁紙を張り替える時に既存の壁紙が剥がしにくいとか、下地の石こうボードを傷つける

などの理由で、古い壁紙を全部剥がさずに施工するケースがあり、これは防火壁装では違反となるため、今回、建設省の指導でこのような改善策が講じられました。

シーラー塗布は、下地調整で1工程増え、工期と工費に若干の違いが生じますが、防火上からも、耐久性からも合理的な施工法なので、発注仕様書に「シーラー塗布」を明記するよう、此度、内装施工関連の各団体が公共工事の発注体や建築設計関係各位に働きかけを開始しました。



# 連合会日誌

- 1月14日 彩の国豊かな住まいづくり推進協議会第1回講習会（共済会館）に金井常務理事出席
- 1月21日 広報委員会  
建産連ニュース第71号の発行、第72号の編纂、平成9年カレンダーの処理経過等について協議
- 1月22日 (社)全国建設産業団体連合会理事会及び評議員会（東京ステーションホテル）に島村会長、関根・町田副会長、斎藤名誉会長等出席
- 1月26日 「さいたまアリーナ（仮称）」起工式・記念祝賀会（新都心建設予定地）に島村会長出席
- 1月28日 第8回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会（埼玉会館）に出席
- 1月29日 経営合理化委員会  
事業推進計画について協議
- 1月31日 第3回彩の国野生生物保護懇話会（滑川町「タナゴ館」）に島村会長出席
- 2月 6日 管理運営委員会技術部会  
建産連会館等の管理運営（修理改修）計画について協議
- 2月14日 埼玉県鉄構業協同組合会館竣工披露宴・見学（川越東武ホテル）に島村会長出席
- 2月18日 埼玉県電気工事工業組合顧問末山清氏受章祝賀会（上尾東武サロン）に島村会長出席
- 2月20日 平成8年度建設生産システム合理化推進協議会連絡会議（虎の門パストラル）に島村会長、金井常務理事出席
- 2月25日 管理運営委員会技術部会  
建産連会館等の管理運営（修理改修）計画について協議
- 2月28日 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会  
中央との建設生産システム合理化推進協議会連絡会議の結果、週所定労働時間40時間制の実現、元・下関係の契約適正化の推進等について協議
- 3月 3日 埼玉県管工事工業連合会会长石塚清氏受章祝賀会（パレスホテル大宮）に島村会長出席

○3月7日 正副会長会議

理事会付議議案について事前協議

### 理 事 会

平成9年度通常総会の開催日程、平成8年度事業計画の実績（見込み含む）及び平成9年度事業計画（案）、平成8年度収支決算見込み及び平成9年度収支予算（試案）、週所定労働時間40時間制移行に向けての申し合わせ（案）、建産連会館等（冷暖房施設・屋外看板）の改修（案）、県及び市・町村会等に対する平成9年度予算の前倒し執行等の要望（案）、参議院議員選挙（関根則之氏）の推薦等について協議

勤労者福祉施設担当者会議（坂戸共同福祉施設）に須賀所長出席

○3月13日 (社)全国建設産業団体連合会総務・広報・構造改善対策委員会幹事会合同会議（東海大学校友会館）に金井常務理事出席

○3月14日 管理運営委員会

建産連会館並びにセンター（冷暖房設備・屋外看板）改修計画（案）、建産連会館空き事務室の利用（案）等について協議

○3月21日 (社)埼玉県宅地建物取引協会創立30周年・(社)全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部創立25周年記念式典・記念祝賀会（東武ホテル）に島村会長出席

○3月24日 要 望 活 動

平成9年度公共事業予算の執行に関する要望活動を実施、島村会長、関根・町田副会长等が参加

○3月26日 「(株)さいたまアリーナ（仮称）」設立記念式典（パレスホテル大宮）に島村会長出席

○4月7日 管理運営委員会

建産連会館等の管理運営（修理改修）計画について協議

## 社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿

(平成9年4月15日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 菊池平三郎	浦和市高砂4-3-15	"	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 菅谷 和雄	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 滝澤源二郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	浦和市東高砂町6-15	"	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	浦和市鹿手袋4-1-7	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 錆二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	336	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 阿野昭三郎	浦和市宿285-2	338	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 泉 和郎	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂3-10-4	"	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 廣田 豊作	浦和市鹿手袋4-1-7	"	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	大宮市東大成2-453-2	330	048(667)5522

**建産連ニュース 第72号**

平成9年4月15日発行

発 行 **社団法人埼玉県建設産業団体連合会**

企画・編集 広 報 委 員 会  
〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号  
電 話 048-866-4301  
FAX 048-866-9111

印 刷 〒336 浦和市高砂3-6-9  
株式会社 信 陽 堂

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま  
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ  
の条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま  
す。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況  
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ  
いても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可  
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記  
の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月